

10. 施設入所支援

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
地域移行加算		32	5030						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		32	5060						
入所時特別支援加算		32	5500						
入院時支援特別 加算	(1) 90日を超える入院期間が4日未満	32	5660						
	(2) 90日を超える入院期間が4日以上	32	5661						
重度障害者支援 加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ)	一定の条件を満たす場合	32	5690					
			32	5691					
	ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)	(一) 体制を整えた場合	32	5787					
		(二) 夜間支援を行った場合 加算の算定を開始した日から 起算して90日以内	32	5788					
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊 時加算(Ⅰ)	(1) 定員60人以下	32	5710					
		(1) 定員60人以下(地方公共団体)	32	5711					
		(2) 定員61人以上80人以下	32	5712					
		(2) 定員61人以上80人以下(地方公共団体)	32	5713					
		(3) 定員81人以上	32	5714					
		(3) 定員81人以上(地方公共団体)	32	5715					
	ロ 入院・外泊 時加算(Ⅱ)	(1) 定員60人以下	32	5742					
		(1) 定員60人以下(地方公共団体)	32	5743					
		(2) 定員61人以上80人以下	32	5744					
		(2) 定員61人以上80人以下(地方公共団体)	32	5745					
		(3) 定員81人以上	32	5746					
		(3) 定員81人以上(地方公共団体)	32	5747					
		体験宿泊支援加算		32	7590				
		地域生活移行個別 支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)	32	6070				
ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)	32		6071						
夜間看護体制加算		32	6085						
栄養マネジメント加算		32	6090						
経口移行加算		32	6095						
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ)	32	7010						
	ロ 経口維持加算(Ⅱ)	32	7011						
療養食加算		32	7015						
夜勤職員配置体制加算	(1) 定員21人以上40人以下	32	7070						
	(1) 定員21人以上40人以下 (地方公共団体)	32	7071						
	(2) 定員41人以上60人以下	32	7072						
	(2) 定員41人以上60人以下 (地方公共団体)	32	7073						
	(3) 定員61人以上	32	7074						
	(3) 定員61人以上(地方公共団体)	32	7075						
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	32	6715						
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	32	6710						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	32	6665						
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	32	6670						
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	32	6675						
福祉・介護職員処遇改善特別加算		32	6685						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算		32	6771						

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
イ 知的障害児の場合	(1) 定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設		32	4111			
	(2) 定員10人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		32	4121			
		(二) 当該施設が主たる施設		32	4125			
		(三) 当該施設が単独施設		32	4129			
	(3) 定員11人以上20人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		32	4141			
		(二) 当該施設が主たる施設		32	4145			
		(三) 当該施設が単独施設		32	4149			
	(4) 定員21人以上30人以下			32	4161			
	(5) 定員31人以上40人以下			32	4171			
	(6) 定員41人以上50人以下			32	4181			
	(7) 定員51人以上60人以下			32	4191			
	(8) 定員61人以上70人以下			32	4201			
	(9) 定員71人以上80人以下			32	4211			
	(10) 定員81人以上90人以下			32	4221			
	(11) 定員91人以上100人以下			32	4231			
	(12) 定員101人以上110人以下			32	4241			
	(13) 定員111人以上120人以下			32	4251			
	(14) 定員121人以上130人以下			32	4261			
	(15) 定員131人以上140人以下			32	4271			
	(16) 定員141人以上150人以下			32	4281			
	(17) 定員151人以上160人以下			32	4291			
(18) 定員161人以上170人以下			32	4301				
(19) 定員171人以上180人以下			32	4311				
(20) 定員181人以上190人以下			32	4321				
(21) 定員191人以上			32	4331				
ロ 自閉症児の場合	(1) 定員30人以下			32	4341			
	(2) 定員31人以上40人以下			32	4351			
	(3) 定員41人以上50人以下			32	4361			
	(4) 定員51人以上60人以下			32	4371			
	(5) 定員61人以上70人以下			32	4381			
	(6) 定員71人以上			32	4391			
ハ 盲児の場合	(1) 定員5人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		32	4401			
		(二) 当該施設が単独施設		32	4405			
	(2) 定員6人以上9人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		32	4411			
		(二) 当該施設が単独施設		32	4415			
	(3) 定員10人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		32	4421			
		(二) 当該施設が主たる施設		32	4425			
		(三) 当該施設が単独施設		32	4429			
	(4) 定員11人以上15人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		32	4441			
		(二) 当該施設が主たる施設		32	4445			
		(三) 当該施設が単独施設		32	4449			
	(5) 定員16人以上20人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		32	4461			
		(二) 当該施設が主たる施設		32	4465			
		(三) 当該施設が単独施設		32	4469			

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

基本部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
ハ 盲児の場合	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	4481					
		(二)当該施設が主たる施設	32	4485					
		(三)当該施設が単独施設	32	4489					
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	4501					
		(二)当該施設が主たる施設	32	4505					
		(三)当該施設が単独施設	32	4509					
	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	32	4521					
		(二)当該施設が単独施設	32	4525					
	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	32	4531					
		(二)当該施設が単独施設	32	4535					
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	32	4541					
		(二)当該施設が単独施設	32	4545					
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	32	4551					
		(二)当該施設が単独施設	32	4555					
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	32	4561					
		(二)当該施設が単独施設	32	4565					
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	32	4571					
		(二)当該施設が単独施設	32	4575					
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	32	4581					
		(二)当該施設が単独施設	32	4585					
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	32	4591					
(二)当該施設が単独施設		32	4595						
ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	4601					
		(二)当該施設が単独施設	32	4605					
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	4611					
		(二)当該施設が単独施設	32	4615					
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	4621					
		(二)当該施設が主たる施設	32	4625					
		(三)当該施設が単独施設	32	4629					
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	4641					
		(二)当該施設が主たる施設	32	4645					
		(三)当該施設が単独施設	32	4649					
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	4661					
		(二)当該施設が主たる施設	32	4665					
		(三)当該施設が単独施設	32	4669					
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	4681					
		(二)当該施設が主たる施設	32	4685					
		(三)当該施設が単独施設	32	4689					
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	4701					
		(二)当該施設が主たる施設	32	4705					
		(三)当該施設が単独施設	32	4709					
	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	32	4721					
		(二)当該施設が単独施設	32	4725					

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
ニ ろうあ児の場合	(9) 定員36人以上40人以下	(一) 当該施設が主たる施設	32	4731					
		(二) 当該施設が単独施設	32	4735					
	(10) 定員41人以上50人以下	(一) 当該施設が主たる施設	32	4741					
		(二) 当該施設が単独施設	32	4745					
	(11) 定員51人以上60人以下	(一) 当該施設が主たる施設	32	4751					
		(二) 当該施設が単独施設	32	4755					
	(12) 定員61人以上70人以下	(一) 当該施設が主たる施設	32	4761					
		(二) 当該施設が単独施設	32	4765					
	(13) 定員71人以上80人以下	(一) 当該施設が主たる施設	32	4771					
		(二) 当該施設が単独施設	32	4775					
	(14) 定員81人以上90人以下	(一) 当該施設が主たる施設	32	4781					
		(二) 当該施設が単独施設	32	4785					
	(15) 定員91人以上	(一) 当該施設が主たる施設	32	4791					
		(二) 当該施設が単独施設	32	4795					
	ホ 肢体不自由児の場合	(1) 定員50人以下		32	4801				
		(2) 定員51人以上60人以下		32	4811				
(3) 定員61人以上70人以下			32	4821					
(4) 定員71人以上			32	4831					

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
職業指導員加算	イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設	32	6172			
		(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	32	6173			
			(二)当該施設が単独施設	32	6174			
		(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	32	6175			
			(二)当該施設が単独施設	32	6176			
		(4)定員21人以上30人以下		32	6177			
		(5)定員31人以上40人以下		32	6178			
		(6)定員41人以上50人以下		32	6179			
		(7)定員51人以上60人以下		32	6180			
		(8)定員61人以上70人以下		32	6181			
		(9)定員71人以上80人以下		32	6182			
		(10)定員81人以上90人以下		32	6183			
		(11)定員91人以上100人以下		32	6184			
		(12)定員101人以上110人以下		32	6185			
		(13)定員111人以上120人以下		32	6186			
		(14)定員121人以上130人以下		32	6187			
		(15)定員131人以上140人以下		32	6188			
		(16)定員141人以上150人以下		32	6189			
		(17)定員151人以上160人以下		32	6190			
		(18)定員161人以上170人以下		32	6191			
		(19)定員171人以上180人以下		32	6192			
		(20)定員181人以上190人以下		32	6193			
		(21)定員191人以上		32	6194			
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下		32	6195				
	(2)定員31人以上40人以下		32	6196				
	(3)定員41人以上50人以下		32	6197				
	(4)定員51人以上60人以下		32	6198				
	(5)定員61人以上70人以下		32	6199				
	(6)定員71人以上		32	6200				

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

加算部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
職業指導員加算	ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	6201					
			(二)当該施設が単独施設	32	6202					
		(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	6203					
			(二)当該施設が単独施設	32	6204					
		(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	32	6205					
			(二)当該施設が単独施設	32	6206					
		(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	32	6207					
			(二)当該施設が単独施設	32	6208					
		(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	32	6209					
			(二)当該施設が単独施設	32	6210					
		(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	32	6211					
			(二)当該施設が単独施設	32	6212					
		(7)定員26人以上30人以下		32	6213					
		(8)定員31人以上35人以下		32	6214					
		(9)定員36人以上40人以下		32	6215					
	(10)定員41人以上50人以下		32	6216						
	(11)定員51人以上60人以下		32	6217						
	(12)定員61人以上70人以下		32	6218						
	(13)定員71人以上80人以下		32	6219						
	(14)定員81人以上90人以下		32	6220						
	(15)定員91人以上		32	6221						
	ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	6222					
			(二)当該施設が単独施設	32	6223					
		(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	32	6224					
			(二)当該施設が単独施設	32	6225					
		(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	32	6226					
			(二)当該施設が単独施設	32	6227					

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

加算部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
職業指導員加算	二 ろうあ児の場合	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	32	6228				
			(二)当該施設が単独施設	32	6229				
		(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	32	6230				
			(二)当該施設が単独施設	32	6231				
		(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	32	6232				
			(二)当該施設が単独施設	32	6233				
		(7)定員26人以上30人以下	32	6234					
		(8)定員31人以上35人以下	32	6235					
		(9)定員36人以上40人以下	32	6236					
		(10)定員41人以上50人以下	32	6237					
		(11)定員51人以上60人以下	32	6238					
		(12)定員61人以上70人以下	32	6239					
		(13)定員71人以上80人以下	32	6240					
		(14)定員81人以上90人以下	32	6241					
		(15)定員91人以上	32	6242					
重度障害児支援加算	知的障害児、自閉症児の場合	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ)	32	6243					
		ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ)	32	6244					
	盲児の場合	ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ)	32	6245					
		ニ 重度障害児支援加算(Ⅳ)	32	6246					
	ろうあ児の場合	ホ 重度障害児支援加算(Ⅴ)	32	6247					
		ヘ 重度障害児支援加算(Ⅵ)	32	6248					
	肢体不自由児の場合	ト 重度障害児支援加算(Ⅶ)	32	6249					
別に定める要件に合致する場合	32	6246							
重度重複障害児加算		32	6250						
強度行動障害児特別支援加算		32	6251						
	加算の算定を開始した日から起算して90日以内	32	6252						
心理担当職員配置加算	イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	32	6254					
		(2)定員10人	32	6255					
		(3)定員11人以上20人以下	32	6256					
		(4)定員21人以上30人以下	32	6257					
		(5)定員31人以上40人以下	32	6258					
		(6)定員41人以上50人以下	32	6259					
		(7)定員51人以上60人以下	32	6260					
		(8)定員61人以上70人以下	32	6261					
		(9)定員71人以上80人以下	32	6262					
		(10)定員81人以上90人以下	32	6263					
		(11)定員91人以上100人以下	32	6264					
		(12)定員101人以上110人以下	32	6265					
		(13)定員111人以上120人以下	32	6266					

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
心理担当職員配置加算	イ 知的障害児の場合	(14)定員121人以上130人以下	32	6267					
		(15)定員131人以上140人以下	32	6268					
		(16)定員141人以上150人以下	32	6269					
		(17)定員151人以上160人以下	32	6270					
		(18)定員161人以上170人以下	32	6271					
		(19)定員171人以上180人以下	32	6272					
		(20)定員181人以上190人以下	32	6273					
		(21)定員191人以上	32	6274					
	ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	32	6275					
		(2)定員31人以上40人以下	32	6276					
		(3)定員41人以上50人以下	32	6277					
		(4)定員51人以上60人以下	32	6278					
		(5)定員61人以上70人以下	32	6279					
		(6)定員71人以上	32	6280					
	ハ 盲児の場合	(1)定員5人	32	6281					
		(2)定員6人以上9人以下	32	6282					
		(3)定員10人	32	6283					
		(4)定員11人以上15人以下	32	6284					
		(5)定員16人以上20人以下	32	6285					
		(6)定員21人以上25人以下	32	6286					
		(7)定員26人以上30人以下	32	6287					
		(8)定員31人以上35人以下	32	6288					
		(9)定員36人以上40人以下	32	6289					
		(10)定員41人以上50人以下	32	6290					
		(11)定員51人以上60人以下	32	6291					
		(12)定員61人以上70人以下	32	6292					
		(13)定員71人以上80人以下	32	6293					
		(14)定員81人以上90人以下	32	6294					
		(15)定員91人以上	32	6295					
	ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	32	6296					
		(2)定員6人以上9人以下	32	6297					
		(3)定員10人	32	6298					
		(4)定員11人以上15人以下	32	6299					
		(5)定員16人以上20人以下	32	6300					
		(6)定員21人以上25人以下	32	6301					
		(7)定員26人以上30人以下	32	6302					
		(8)定員31人以上35人以下	32	6303					
		(9)定員36人以上40人以下	32	6304					
		(10)定員41人以上50人以下	32	6305					
		(11)定員51人以上60人以下	32	6306					
		(12)定員61人以上70人以下	32	6307					
		(13)定員71人以上80人以下	32	6308					
		(14)定員81人以上90人以下	32	6309					
		(15)定員91人以上	32	6310					
	ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	32	6311					
		(2)定員51人以上60人以下	32	6312					

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

加算部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
心理担当職員配置加算	ホ 肢体不自由児の場合	(3)定員61人以上70人以下	32	6313					
		(4)定員71人以上	32	6314					
	公認心理師の場合		32	F841					
看護職員配置加算(I)	イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	32	6315					
		(2)定員10人	32	6316					
		(3)定員11人以上20人以下	32	6317					
		(4)定員21人以上30人以下	32	6318					
		(5)定員31人以上40人以下	32	6319					
		(6)定員41人以上50人以下	32	6320					
		(7)定員51人以上60人以下	32	6321					
		(8)定員61人以上70人以下	32	6322					
		(9)定員71人以上80人以下	32	6323					
		(10)定員81人以上90人以下	32	6324					
		(11)定員91人以上100人以下	32	6325					
		(12)定員101人以上110人以下	32	6326					
		(13)定員111人以上120人以下	32	6327					
		(14)定員121人以上130人以下	32	6328					
		(15)定員131人以上140人以下	32	6329					
		(16)定員141人以上150人以下	32	6330					
		(17)定員151人以上160人以下	32	6331					
		(18)定員161人以上170人以下	32	6332					
		(19)定員171人以上180人以下	32	6333					
		(20)定員181人以上190人以下	32	6334					
		(21)定員191人以上	32	6335					
	ハ 盲児の場合	(1)定員5人	32	6336					
		(2)定員6人以上9人以下	32	6337					
		(3)定員10人	32	6338					
		(4)定員11人以上15人以下	32	6339					
		(5)定員16人以上20人以下	32	6340					
		(6)定員21人以上25人以下	32	6341					
		(7)定員26人以上30人以下	32	6342					
		(8)定員31人以上35人以下	32	6343					
		(9)定員36人以上40人以下	32	6344					
		(10)定員41人以上50人以下	32	6345					
		(11)定員51人以上60人以下	32	6346					
		(12)定員61人以上70人以下	32	6347					
		(13)定員71人以上80人以下	32	6348					
		(14)定員81人以上90人以下	32	6349					
	(15)定員91人以上	32	6350						
	ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	32	6351					
		(2)定員6人以上9人以下	32	6352					
		(3)定員10人	32	6353					
		(4)定員11人以上15人以下	32	6354					
		(5)定員16人以上20人以下	32	6355					
		(6)定員21人以上25人以下	32	6356					
		(7)定員26人以上30人以下	32	6357					
		(8)定員31人以上35人以下	32	6358					
		(9)定員36人以上40人以下	32	6359					

ホ 経過施設入所支援サービス費

(別表)

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
看護職員配置加算 (I)	ニ ろうあ児の場合	(10)定員41人以上50人以下	32	6360				
		(11)定員51人以上60人以下	32	6361				
		(12)定員61人以上70人以下	32	6362				
		(13)定員71人以上80人以下	32	6363				
		(14)定員81人以上90人以下	32	6364				
		(15)定員91人以上	32	6365				
看護職員配置加算 (II)	イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	32	F902				
		(2)定員10人	32	F903				
		(3)定員11人以上20人以下	32	F904				
		(4)定員21人以上30人以下	32	F905				
		(5)定員31人以上40人以下	32	F906				
		(6)定員41人以上50人以下	32	F907				
		(7)定員51人以上60人以下	32	F908				
		(8)定員61人以上70人以下	32	F909				
		(9)定員71人以上80人以下	32	F910				
		(10)定員81人以上90人以下	32	F911				
		(11)定員91人以上100人以下	32	F912				
		(12)定員101人以上110人以下	32	F913				
		(13)定員111人以上120人以下	32	F914				
		(14)定員121人以上130人以下	32	F915				
		(15)定員131人以上140人以下	32	F916				
		(16)定員141人以上150人以下	32	F917				
		(17)定員151人以上160人以下	32	F918				
		(18)定員161人以上170人以下	32	F919				
		(19)定員171人以上180人以下	32	F920				
		(20)定員181人以上190人以下	32	F921				
		(21)定員191人以上	32	F922				
	ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	32	F923				
		(2)定員31人以上40人以下	32	F924				
		(3)定員41人以上50人以下	32	F925				
		(4)定員51人以上60人以下	32	F926				
		(5)定員61人以上70人以下	32	F927				
		(6)定員71人以上	32	F928				
	ハ 盲児の場合	(1)定員5人	32	F929				
		(2)定員6人以上9人以下	32	F930				
		(3)定員10人	32	F931				
		(4)定員11人以上15人以下	32	F932				
		(5)定員16人以上20人以下	32	F933				
		(6)定員21人以上25人以下	32	F934				
		(7)定員26人以上30人以下	32	F935				
		(8)定員31人以上35人以下	32	F936				
		(9)定員36人以上40人以下	32	F937				
		(10)定員41人以上50人以下	32	F938				
		(11)定員51人以上60人以下	32	F939				
		(12)定員61人以上70人以下	32	F940				
		(13)定員71人以上80人以下	32	F941				
		(14)定員81人以上90人以下	32	F942				
		(15)定員91人以上	32	F943				

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

加算部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
看護職員配置加算(Ⅱ)	ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	32	F944					
		(2)定員6人以上9人以下	32	F945					
		(3)定員10人	32	F946					
		(4)定員11人以上15人以下	32	F947					
		(5)定員16人以上20人以下	32	F948					
		(6)定員21人以上25人以下	32	F949					
		(7)定員26人以上30人以下	32	F950					
		(8)定員31人以上35人以下	32	F951					
		(9)定員36人以上40人以下	32	F952					
		(10)定員41人以上50人以下	32	F953					
		(11)定員51人以上60人以下	32	F954					
		(12)定員61人以上70人以下	32	F955					
		(13)定員71人以上80人以下	32	F956					
		(14)定員81人以上90人以下	32	F957					
		(15)定員91人以上	32	F958					
	ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	32	F959					
		(2)定員51人以上60人以下	32	F960					
		(3)定員61人以上70人以下	32	F961					
		(4)定員71人以上	32	F962					
	児童指導員等加算加算	イ 専門職員(理学療法士等)の場合	イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	32	F963			
(2)定員10人				32	F965				
(3)定員11人以上20人以下				32	F967				
(4)定員21人以上30人以下				32	F969				
(5)定員31人以上40人以下				32	F971				
(6)定員41人以上50人以下				32	F973				
(7)定員51人以上60人以下				32	F975				
(8)定員61人以上70人以下				32	F977				
(9)定員71人以上80人以下				32	F979				
(10)定員81人以上90人以下				32	F981				
(11)定員91人以上100人以下				32	F983				
(12)定員101人以上110人以下				32	F985				
(13)定員111人以上120人以下				32	F987				
(14)定員121人以上130人以下				32	F989				
(15)定員131人以上140人以下				32	F991				
(16)定員141人以上150人以下				32	F993				
(17)定員151人以上160人以下				32	F995				
(18)定員161人以上170人以下				32	F997				
(19)定員171人以上180人以下				32	F999				
(20)定員181人以上190人以下				32	FA01				
(21)定員191人以上				32	FA03				
ロ 自閉症児の場合		(1)定員30人以下	32	FA05					
		(2)定員31人以上40人以下	32	FA07					
	(3)定員41人以上50人以下	32	FA09						
	(4)定員51人以上60人以下	32	FA11						
	(5)定員61人以上70人以下	32	FA13						
	(6)定員71人以上	32	FA15						
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	32	FA17						
	(2)定員6人以上9人以下	32	FA19						

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

加算部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数		
児童指導員等加配加算	イ 専門職員(理学療法士等)の場合	ハ 盲児の場合	(3)定員10人	32	FA21						
			(4)定員11人以上15人以下	32	FA23						
			(5)定員16人以上20人以下	32	FA25						
			(6)定員21人以上25人以下	32	FA27						
			(7)定員26人以上30人以下	32	FA29						
			(8)定員31人以上35人以下	32	FA31						
			(9)定員36人以上40人以下	32	FA33						
			(10)定員41人以上50人以下	32	FA35						
			(11)定員51人以上60人以下	32	FA37						
			(12)定員61人以上70人以下	32	FA39						
			(13)定員71人以上80人以下	32	FA41						
			(14)定員81人以上90人以下	32	FA43						
			(15)定員91人以上	32	FA45						
			ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	32	FA47					
				(2)定員6人以上9人以下	32	FA49					
	(3)定員10人	32		FA51							
	(4)定員11人以上15人以下	32		FA53							
	(5)定員16人以上20人以下	32		FA55							
	(6)定員21人以上25人以下	32		FA57							
	(7)定員26人以上30人以下	32		FA59							
	(8)定員31人以上35人以下	32		FA61							
	(9)定員36人以上40人以下	32		FA63							
	(10)定員41人以上50人以下	32		FA65							
	(11)定員51人以上60人以下	32		FA67							
	(12)定員61人以上70人以下	32		FA69							
	(13)定員71人以上80人以下	32		FA71							
	(14)定員81人以上90人以下	32		FA73							
	(15)定員91人以上	32		FA75							
	ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	32	FA77							
		(2)定員51人以上60人以下	32	FA79							
		(3)定員61人以上70人以下	32	FA81							
		(4)定員71人以上	32	FA83							
	ロ 児童指導員等の場合	イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	32	F964						
			(2)定員10人	32	F966						
			(3)定員11人以上20人以下	32	F968						
			(4)定員21人以上30人以下	32	F970						
			(5)定員31人以上40人以下	32	F972						
			(6)定員41人以上50人以下	32	F974						
			(7)定員51人以上60人以下	32	F976						
			(8)定員61人以上70人以下	32	F978						
			(9)定員71人以上80人以下	32	F980						
			(10)定員81人以上90人以下	32	F982						
			(11)定員91人以上100人以下	32	F984						
			(12)定員101人以上110人以下	32	F986						
			(13)定員111人以上120人以下	32	F988						
			(14)定員121人以上130人以下	32	F990						
(15)定員131人以上140人以下			32	F992							
(16)定員141人以上150人以下			32	F994							

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
児童指導員等加配加算	ロ 児童指導員等の場合	イ 知的障害児の場合	(17)定員151人以上160人以下	32	F996			
			(18)定員161人以上170人以下	32	F998			
			(19)定員171人以上180人以下	32	FA00			
			(20)定員181人以上190人以下	32	FA02			
			(21)定員191人以上	32	FA04			
		ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	32	FA06			
			(2)定員31人以上40人以下	32	FA08			
			(3)定員41人以上50人以下	32	FA10			
			(4)定員51人以上60人以下	32	FA12			
			(5)定員61人以上70人以下	32	FA14			
			(6)定員71人以上	32	FA16			
		ハ 盲児の場合	(1)定員5人	32	FA18			
			(2)定員6人以上9人以下	32	FA20			
			(3)定員10人	32	FA22			
			(4)定員11人以上15人以下	32	FA24			
	(5)定員16人以上20人以下		32	FA26				
	(6)定員21人以上25人以下		32	FA28				
	(7)定員26人以上30人以下		32	FA30				
	(8)定員31人以上35人以下		32	FA32				
	(9)定員36人以上40人以下		32	FA34				
	(10)定員41人以上50人以下		32	FA36				
	(11)定員51人以上60人以下		32	FA38				
	(12)定員61人以上70人以下		32	FA40				
	(13)定員71人以上80人以下		32	FA42				
	(14)定員81人以上90人以下		32	FA44				
	(15)定員91人以上		32	FA46				
	ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	32	FA48				
		(2)定員6人以上9人以下	32	FA50				
		(3)定員10人	32	FA52				
		(4)定員11人以上15人以下	32	FA54				
		(5)定員16人以上20人以下	32	FA56				
		(6)定員21人以上25人以下	32	FA58				
		(7)定員26人以上30人以下	32	FA60				
		(8)定員31人以上35人以下	32	FA62				
		(9)定員36人以上40人以下	32	FA64				
		(10)定員41人以上50人以下	32	FA66				
		(11)定員51人以上60人以下	32	FA68				
		(12)定員61人以上70人以下	32	FA70				
		(13)定員71人以上80人以下	32	FA72				
		(14)定員81人以上90人以下	32	FA74				
		(15)定員91人以上	32	FA76				
	ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	32	FA78				
		(2)定員51人以上60人以下	32	FA80				
		(3)定員61人以上70人以下	32	FA82				
		(4)定員71人以上	32	FA84				

ホ 経過の施設入所支援サービス費

(別表)

加算部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
栄養士配置加算	□ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(9)定員111人以上120人以下	32	6410					
		(10)定員121人以上130人以下	32	6411					
		(11)定員131人以上140人以下	32	6412					
		(12)定員141人以上150人以下	32	6413					
		(13)定員151人以上160人以下	32	6414					
		(14)定員161人以上170人以下	32	6415					
		(15)定員171人以上180人以下	32	6416					
		(16)定員181人以上190人以下	32	6417					
		(17)定員191人以上	32	6418					
栄養マネジメント加算			32	6419					
小規模グループケア加算			32	6420					
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		32	6432					
		□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	32	6431					
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	32	6421					
		ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	32	6422					
		ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	32	6423					
福祉・介護職員処遇改善特別加算			32	6424					
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		32	6772					
		□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	32	6773					

11. 自立訓練(機能訓練)

基本部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	利用者数のうち、標準 利用期間超過減 算対象者数	事業所数
イ 機能訓練サー ビス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	41	1151						
	(2) 定員21人以上40人以下	41	1111						
	(3) 定員41人以上60人以下	41	1121						
	(4) 定員61人以上80人以下	41	1131						
	(5) 定員81人以上	41	1141						
ロ 機能訓練サー ビス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満	41	1211						
	(2) 1時間以上	41	1221						
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練	41	1231						
ハ 共生型機能訓練サービス費		41	1411						
ニ 基準該当機能訓練サービス費		41	1311						

11. 自立訓練(機能訓練)

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
サービス管理責任者配置等加算		41	6801					
特別地域加算		41	6015					
利用者負担上限額管理加算		41	5010					
初期加算		41	5050					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41	5060					
食事提供体制加算		41	5070					
リハビリテーション 加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ)	41	6031					
	ロ リハビリテーション加算(Ⅱ)	41	6030					
福祉専門職員配 置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	41	6037					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	41	6035					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	41	6036					
欠席時対応加算		41	6040					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	41	6590					
	同一敷地内の場合	41	6592					
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	41	6591					
	同一敷地内の場合	41	6593					
障害福祉サービス の体験利用支援 加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	41	7590					
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	41	7591					
	地域生活支援拠点等の場合	41	7592					
社会生活支援特別加算		41	6880					
就労移行支援体 制加算	イ 定員20人以下	41	5240					
	ロ 定員21人以上40人以下	41	5241					
	ハ 定員41人以上60人以下	41	5242					
	ニ 定員61人以上80人以下	41	5243					
	ホ 定員81人以上	41	5244					
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	41	6715					
	指定障害者支援施設において行った場合	41	6716					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	41	6710					
	指定障害者支援施設において行った場合	41	6711					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	41	6665					
	指定障害者支援施設において行った場合	41	6666					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	41	6670					
指定障害者支援施設において行った場合	41	6671						
福祉・介護職員等 特定処遇改善加 算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	41	6772					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	41	6773					
指定障害者支援施設において行った場合		41	6774					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		41	6685					
指定障害者支援施設において行った場合		41	6686					

12. 自立訓練(生活訓練)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	利用者数のうち、標準利用期間超過減算対象者数	事業所数
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	42	1151						
	(2) 定員21人以上40人以下	42	1111						
	(3) 定員41人以上60人以下	42	1121						
	(4) 定員61人以上80人以下	42	1131						
	(5) 定員81人以上	42	1141						
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満	42	1211						
	(2) 1時間以上	42	1221						
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練	42	1231						
ホ 共生型生活訓練サービス費		42	1411						
ヘ 基準該当生活訓練サービス費		42	1311						

12. 自立訓練(生活訓練)

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
サービス管理責任者配置等加算		42	6801					
特別地域加算		42	6015					
利用者負担上限額管理加算		42	5010					
初期加算		42	5050					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		42	5060					
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ)	42	5070					
	ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)	42	5071					
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ)	42	5220					
	ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	42	5221					
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	42	5230					
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	42	5231					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	42	6037					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	42	6035					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	42	6036					
欠席時対応加算		42	6040					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	42	6065					
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	42	6066					
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	42	9992					
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	42	6068					
個別計画訓練支援加算		42	5450					
看護職員配置加算(Ⅰ)		42	6640					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	同一敷地内の場合	42	6590				
			42	6592				
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	同一敷地内の場合	42	6591				
			42	6593				
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	42	7590					
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	42	7591					
	地域生活支援拠点等の場合	42	7592					
社会生活支援特別加算		42	6880					
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下	42	5240					
	ロ 定員21人以上40人以下	42	5241					
	ハ 定員41人以上60人以下	42	5242					
	ニ 定員61人以上80人以下	42	5243					
	ホ 定員81人以上	42	5244					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		42	6715				
		指定障害者支援施設において行った場合	42	6716				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		42	6710				
		指定障害者支援施設において行った場合	42	6711				
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		42	6665				
		指定障害者支援施設において行った場合	42	6666				
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		42	6670				
指定障害者支援施設において行った場合		42	6671					
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		42	6675					
	指定障害者支援施設において行った場合	42	6676					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		42	6685					
	指定障害者支援施設において行った場合	42	6686					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	42	6772					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	42	6773					
	指定障害者支援施設において行った場合	42	6774					

13. 宿泊型自立訓練

基本部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合	34	1111					
	(2) 利用期間が2年を超える場合	34	1121					
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合	34	1131					
	(2) 利用期間が3年を超える場合	34	1141					

13. 宿泊型自立訓練

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
初期加算		34	5050					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		34	5060					
食事提供体制加算(Ⅰ)		34	5070					
日中支援加算		34	5110					
地域移行加算		34	5530					
入院時支援特別 加算	イ 入院期間が3日以上7日未満	34	5660					
	ロ 入院期間が7日以上	34	5661					
長期入院時支援特別加算		34	5662					
帰宅時支援加算	イ 外泊期間が3日以上7日未満	34	5670					
	ロ 外泊期間が7日以上	34	5671					
長期帰宅時支援加算		34	5672					
福祉専門職員配 置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	34	6037					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	34	6035					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	34	6036					
地域生活移行個別支援特別加算		34	6070					
精神障害者地域移行特別加算		34	6890					
強度行動障害者地域移行特別加算		34	6895					
通勤者生活支援加算		34	7035					
地域移行支援体制強化加算		34	7080					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	34	6065					
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	34	6066					
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	34	9992					
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	34	6068					
夜間支援等体制 加算	イ 夜間支援等 体制加算(Ⅰ)	(1)夜間支援対象利用者3人以下	34	5620				
		(2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下	34	5621				
		(3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下	34	5622				
		(4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下	34	5623				
		(5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下	34	5624				
		(6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下	34	5625				
		(7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下	34	5626				
		(8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下	34	5627				
		(9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下	34	5628				
		(10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下	34	5629				

13. 宿泊型自立訓練

加算部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
夜間支援等体制 加算	□ 夜間支援 等体制加算 (Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者3人以下	34	5760					
		(2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下	34	5761					
		(3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下	34	5762					
		(4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下	34	5763					
		(5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下	34	5764					
		(6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下	34	5765					
		(7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下	34	5766					
		(8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下	34	5767					
		(9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下	34	5768					
		(10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下	34	5769					
		ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	34	5830					
看護職員配置加算(Ⅱ)			34	6645					
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	34	6715						
	□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	34	6710						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	34	6665						
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	34	6670						
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	34	6675						
福祉・介護職員処遇改善特別加算			34	6685					
福祉・介護職員等 特定処遇改善加 算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	34	6772						
	□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	34	6773						

14. 就労移行支援

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	利用者数のうち、標準利用期間超過減算対象者数	事業所数
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	43	2001					
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	43	2025					
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	43	2049					
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	43	2073					
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	43	2097					
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	43	2121					
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	43	2145					
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	43	2169					
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	43	2193					
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	43	2217					
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	43	2241					
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	43	2265					
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	43	2289					
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	43	2313					
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	43	2337					
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	43	2361					
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	43	2385					
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	43	2409					
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	43	2433					
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	43	2457					
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	43	2481					
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	43	2505					
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	43	2529					
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	43	2553					
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	43	2577					
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	43	2601					
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	43	2625					
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	43	2649					
(5) 定員81人以上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	43	2673						
	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	43	2697						
	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	43	2721						
	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	43	2745						
	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	43	2769						
	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	43	2793						
	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	43	2817						

14. 就労移行支援

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
利用者負担上限額管理加算		43	5010					
初期加算		43	5050					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		43	5060					
食事提供体制加算		43	5070					
精神障害者 退院支援施 設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	43	5230					
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	43	5231					
訪問支援特 別加算	イ 1時間未満	43	5600					
	ロ 1時間以上	43	5601					
福祉専門職 員配置等加 算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	43	6037					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	43	6035					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	43	6036					
欠席時対応加算		43	6040					
医療連携体 制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	43	6065					
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	43	6066					
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	43	9992					
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	43	6068					
就労支援関係研修修了加算		43	7040					
移行準備支 援体制加算	イ 移行準備支援体制加算(Ⅰ)	43	6655					
	ロ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)	43	6656					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	43	6590					
	同一敷地内の場合	43	6592					
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	43	6591					
	同一敷地内の場合	43	6593					
障害福祉 サービスの体 験利用支援 加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	43	7590					
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	43	7591					
	地域生活支援拠点等の場合	43	7592					
通勤訓練加算		43	6885					
在宅時生活支援サービス加算		43	6875					
社会生活支援特別加算		43	6880					
福祉・介護職 員処遇改善 加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	43	6715					
	指定障害者支援施設において行った場合	43	6716					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	43	6710					
	指定障害者支援施設において行った場合	43	6711					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	43	6665					
	指定障害者支援施設において行った場合	43	6666					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	43	6670					
	指定障害者支援施設において行った場合	43	6671					
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	43	6675						
指定障害者支援施設において行った場合	43	6676						
福祉・介護職員処遇改善特別加算		43	6685					
指定障害者支援施設において行った場合	43	6686						
福祉・介護職 員等特定処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	43	6772					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	43	6773					
	指定障害者支援施設において行った場合	43	6774					

15. 就労移行支援(養成施設)

基本部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	利用者数のうち、標準 利用期間超過減 算対象者数	事業所数	
□ 就労移行支援 サービス費(Ⅱ)	(1) 定員20 人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	44	2001							
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	44	2025							
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	44	2049							
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	44	2073							
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	44	2097							
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	44	2121							
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	44	2145							
	(2) 定員21 人以上40人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	44	2169							
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	44	2193							
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	44	2217							
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	44	2241							
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	44	2265							
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	44	2289							
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	44	2313							
	(3) 定員41 人以上60人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	44	2337							
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	44	2361							
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	44	2385							
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	44	2409							
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	44	2433							
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	44	2457							
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	44	2481							
	(4) 定員61 人以上80人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	44	2505							
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	44	2529							
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	44	2553							
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	44	2577							
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	44	2601							
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	44	2625							
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	44	2649							
(5) 定員81 人以上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	44	2673								
	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	44	2697								
	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	44	2721								
	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	44	2745								
	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	44	2769								
	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	44	2793								
	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	44	2817								

15. 就労移行支援(養成施設)

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
利用者負担上限額管理加算		44	5010					
初期加算		44	5050					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		44	5060					
食事提供体制加算		44	5070					
訪問支援特別加算	イ 1時間未満	44	5600					
	ロ 1時間以上	44	5601					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	44	6037					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	44	6035					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	44	6036					
欠席時対応加算		44	6040					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	44	6065					
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	44	6066					
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	44	9992					
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	44	6068					
就労支援関係研修了加算		44	7040					
移行準備支援体制加算(Ⅰ)		44	6655					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)		44	6590				
		同一敷地内の場合	44	6592				
	ロ 送迎加算(Ⅱ)		44	6591				
		同一敷地内の場合	44	6593				
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	44	7590					
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	44	7591					
	地域生活支援拠点等の場合	44	7592					
通勤訓練加算		44	6885					
在宅時生活支援サービス加算		44	6875					
社会生活支援特別加算		44	6880					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		44	6715				
		指定障害者支援施設において行った場合	44	6716				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		44	6710				
		指定障害者支援施設において行った場合	44	6711				
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		44	6665				
		指定障害者支援施設において行った場合	44	6666				
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		44	6670				
		指定障害者支援施設において行った場合	44	6671				
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		44	6675					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		44	6685					
指定障害者支援施設において行った場合		44	6686					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	44	6772					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	44	6773					
	指定障害者支援施設において行った場合	44	6774					

16. 就労継続支援(A型)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
イ 就労継続支援 A型サービス費 (I) (7.5:1)	(1) 定員20 人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	45	2001				
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	45	2013				
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	45	2025				
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	45	2037				
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	45	2049				
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	45	2061				
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	45	2073				
	(2) 定員21 人以上40人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	45	2085				
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	45	2097				
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	45	2109				
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	45	2121				
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	45	2133				
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	45	2145				
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	45	2157				
	(3) 定員41 人以上60人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	45	2169				
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	45	2181				
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	45	2193				
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	45	2205				
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	45	2217				
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	45	2229				
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	45	2241				
	(4) 定員61 人以上80人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	45	2253				
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	45	2265				
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	45	2277				
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	45	2289				
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	45	2301				
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	45	2313				
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	45	2325				
	(5) 定員81 人以上	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	45	2337				
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	45	2349				
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	45	2361				
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	45	2373				
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	45	2385				
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	45	2397				
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	45	2409				

16. 就労継続支援(A型)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
□ 就労継続支援 A型サービス費 (Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	45	2421				
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	45	2433				
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	45	2445				
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	45	2457				
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	45	2469				
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	45	2481				
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	45	2493				
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	45	2505				
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	45	2517				
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	45	2529				
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	45	2541				
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	45	2553				
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	45	2565				
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	45	2577				
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	45	2589				
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	45	2601				
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	45	2613				
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	45	2625				
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	45	2637				
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	45	2649				
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	45	2661				
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	45	2673				
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	45	2685				
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	45	2697				
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	45	2709				
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	45	2721				
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	45	2733				
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	45	2745				
	(5) 定員81人以上	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	45	2757				
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	45	2769				
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	45	2781				
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	45	2793				
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	45	2805				
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	45	2817				
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	45	2829				

16. 就労継続支援(A型)

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
利用者負担上限額管理加算		45	5010					
初期加算		45	5050					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		45	5060					
食事提供体制加算		45	5070					
就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	(1)定員20人以下	45	5240				
		(2)定員21人以上40人以下	45	5241				
		(3)定員41人以上60人以下	45	5242				
		(4)定員61人以上80人以下	45	5243				
		(5)定員81人以上	45	5244				
	ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1)定員20人以下	45	5245				
		(2)定員21人以上40人以下	45	5246				
		(3)定員41人以上60人以下	45	5247				
		(4)定員61人以上80人以下	45	5248				
		(5)定員81人以上	45	5249				
賃金向上達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	45	5290					
	ロ 定員21人以上40人以下	45	5291					
	ハ 定員41人以上60人以下	45	5292					
	ニ 定員61人以上80人以下	45	5293					
	ホ 定員81人以上	45	5294					
訪問支援特別加算	(1)1時間未満	45	5600					
	(2)1時間以上	45	5601					
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) (障害基礎年金1級受給者/利用者が100分の50)	(1)定員20人以下	45	5810				
		(2)定員21人以上40人以下	45	5811				
		(3)定員41人以上60人以下	45	5812				
		(4)定員61人以上80人以下	45	5813				
		(5)定員81人以上	45	5814				
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) (障害基礎年金1級受給者/利用者が100分の25)	(1)定員20人以下	45	5815				
		(2)定員21人以上40人以下	45	5816				
		(3)定員41人以上60人以下	45	5817				
		(4)定員61人以上80人以下	45	5818				
		(5)定員81人以上	45	5819				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	45	6037					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	45	6035					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	45	6036					
欠席時対応加算		45	6040					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	45	6065					
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	45	6066					
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	45	9992					
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	45	6068					
施設外就労加算		45	7045					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	同一敷地内の場合	45	6590				
			45	6592				
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	同一敷地内の場合	45	6591				
			45	6593				

16. 就労継続支援(A型)

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
障害福祉サービスの 体験利用支援 加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	45	7590					
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	45	7591					
	地域生活支援拠点等の場合	45	7592					
在宅時生活支援サービス加算		45	6875					
社会生活支援特別加算		45	6880					
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	45	6715					
	指定障害者支援施設において行った場合	45	6716					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	45	6710					
	指定障害者支援施設において行った場合	45	6711					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	45	6665					
	指定障害者支援施設において行った場合	45	6666					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	45	6670					
指定障害者支援施設において行った場合	45	6671						
福祉・介護職員処遇改善特別加算	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	45	6675					
	指定障害者支援施設において行った場合	45	6676					
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算		45	6685					
指定障害者支援施設において行った場合		45	6686					
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	45	6772					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	45	6773					
	指定障害者支援施設において行った場合	45	6774					

17. 就労継続支援(B型)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
イ 就労継続支援 B型サービス費 (I) (7.5:1)	(1) 定員20 人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	46	2001					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	46	2013					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	46	2025					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	46	2037					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	46	2049					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	46	2061					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	46	2073					
	(2) 定員21 人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	46	2085					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	46	2097					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	46	2109					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	46	2121					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	46	2133					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	46	2145					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	46	2157					
	(3) 定員41 人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	46	2169					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	46	2181					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	46	2193					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	46	2205					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	46	2217					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	46	2229					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	46	2241					
	(4) 定員61 人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	46	2253					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	46	2265					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	46	2277					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	46	2289					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	46	2301					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	46	2313					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	46	2325					
	(5) 定員81 人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	46	2337					
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	46	2349					
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	46	2361					
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	46	2373					
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	46	2385					
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	46	2397					
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	46	2409					

17. 就労継続支援(B型)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	46	2421				
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	46	2433				
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	46	2445				
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	46	2457				
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	46	2469				
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	46	2481				
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	46	2493				
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	46	2505				
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	46	2517				
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	46	2529				
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	46	2541				
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	46	2553				
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	46	2565				
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	46	2577				
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	46	2589				
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	46	2601				
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	46	2613				
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	46	2625				
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	46	2637				
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	46	2649				
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	46	2661				
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	46	2673				
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	46	2685				
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	46	2697				
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	46	2709				
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	46	2721				
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	46	2733				
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	46	2745				
	(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	46	2757				
		(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	46	2769				
		(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	46	2781				
		(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	46	2793				
		(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	46	2805				
		(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	46	2817				
		(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	46	2829				
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費		46	2841					

17. 就労継続支援(B型)

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
利用者負担上限額管理加算		46	5010						
初期加算		46	5050						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		46	5060						
食事提供体制加算		46	5070						
就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	(1)定員20人以下	46	5240					
		(2)定員21人以上40人以下	46	5241					
		(3)定員41人以上60人以下	46	5242					
		(4)定員61人以上80人以下	46	5243					
		(5)定員81人以上	46	5244					
	ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1)定員20人以下	46	5245					
		(2)定員21人以上40人以下	46	5246					
		(3)定員41人以上60人以下	46	5247					
		(4)定員61人以上80人以下	46	5248					
		(5)定員81人以上	46	5249					
目標工賃達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	46	5255						
	ロ 定員21人以上40人以下	46	5256						
	ハ 定員41人以上60人以下	46	5257						
	ニ 定員61人以上80人以下	46	5258						
	ホ 定員81人以上	46	5259						
訪問支援特別加算	(1)1時間未満	46	5600						
	(2)1時間以上	46	5601						
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) (障害基礎年金1級受給者/利用者が100分の50)	(1)定員20人以下	46	5810					
		(2)定員21人以上40人以下	46	5811					
		(3)定員41人以上60人以下	46	5812					
		(4)定員61人以上80人以下	46	5813					
		(5)定員81人以上	46	5814					
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) (障害基礎年金1級受給者/利用者が100分の25)	(1)定員20人以下	46	5815					
		(2)定員21人以上40人以下	46	5816					
		(3)定員41人以上60人以下	46	5817					
		(4)定員61人以上80人以下	46	5818					
		(5)定員81人以上	46	5819					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	46	6037						
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	46	6035						
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	46	6036						
欠席時対応加算		46	6040						
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	46	6065						
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	46	6066						
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	46	9992						
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	46	6068						
施設外就労加算		46	7045						
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	同一敷地内の場合	46	6592					
			46	6590					
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	同一敷地内の場合	46	6593					
			46	6591					
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	46	7590						
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	46	7591						
	地域生活支援拠点等の場合	46	7592						
在宅時生活支援サービス加算		46	6875						

17. 就労継続支援(B型)

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
社会生活支援特別加算		46	6880					
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	46	6715					
	指定障害者支援施設において行った場合	46	6716					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	46	6710					
	指定障害者支援施設において行った場合	46	6711					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	46	6665					
	指定障害者支援施設において行った場合	46	6666					
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	46	6670						
指定障害者支援施設において行った場合	46	6671						
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	46	6675						
指定障害者支援施設において行った場合	46	6676						
福祉・介護職員処遇改善特別加算		46	6685					
	指定障害者支援施設において行った場合	46	6686					
福祉・介護職員等 特定処遇改善加 算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	46	6772					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	46	6773					
	指定障害者支援施設において行った場合	46	6774					

18. 就労定着支援

基本部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
イ 利用者数20人 以下	(1)就労定着率が9割以上の場合	47	1111					
	(2)就労定着率が8割以上9割未満の場合	47	1121					
	(3)就労定着率が7割以上8割未満の場合	47	1131					
	(4)就労定着率が5割以上7割未満の場合	47	1141					
	(5)就労定着率が3割以上5割未満の場合	47	1151					
	(6)就労定着率が1割以上3割未満の場合	47	1161					
	(7)就労定着率が1割未満の場合	47	1171					
ロ 利用者数21人 以上40人以下	(1)就労定着率が9割以上の場合	47	1211					
	(2)就労定着率が8割以上9割未満の場合	47	1221					
	(3)就労定着率が7割以上8割未満の場合	47	1231					
	(4)就労定着率が5割以上7割未満の場合	47	1241					
	(5)就労定着率が3割以上5割未満の場合	47	1251					
	(6)就労定着率が1割以上3割未満の場合	47	1261					
	(7)就労定着率が1割未満の場合	47	1271					
ハ 利用者数41 人以上	(1)就労定着率が9割以上の場合	47	1311					
	(2)就労定着率が8割以上9割未満の場合	47	1321					
	(3)就労定着率が7割以上8割未満の場合	47	1331					
	(4)就労定着率が5割以上7割未満の場合	47	1341					
	(5)就労定着率が3割以上5割未満の場合	47	1351					
	(6)就労定着率が1割以上3割未満の場合	47	1361					
	(7)就労定着率が1割未満の場合	47	1371					

加算部分	サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
特別地域加算	47	6015					
企業連携等調整特別加算	47	5300					
初期加算	47	5050					
就労定着実績体制加算	47	6865					
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	47	6870					
利用者負担上限額管理加算	47	5010					

19. 自立生活援助

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	利用者数のうち、標準利用期間超過減算対象者数	事業所数
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満	35	1111						
	(2) 30:1以上	35	1131						
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満	35	1211						
	(2) 30:1以上	35	1231						

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
特別地域加算		35	6015					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	35	6037					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	35	6035					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	35	6036					
初回加算		35	6020					
同行支援加算		35	5400					
利用者負担上限額管理加算		35	5010					

20. 共同生活援助(介護サービス包括型)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	33	1121					
	(2) 区分5	33	1131					
	(3) 区分4	33	1141					
	(4) 区分3	33	1151					
	(5) 区分2	33	1161					
	(6) 区分1以下	33	1171					
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	33	1221					
	(2) 区分5	33	1231					
	(3) 区分4	33	1241					
	(4) 区分3	33	1251					
	(5) 区分2	33	1261					
	(6) 区分1以下	33	1271					
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	33	1421					
	(2) 区分5	33	1431					
	(3) 区分4	33	1441					
	(4) 区分3	33	1451					
	(5) 区分2	33	1461					
	(6) 区分1以下	33	1471					
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	1521					
	(2) 区分5	33	1531					
	(3) 区分4	33	1541					
	(4) 区分3	33	1551					
	(5) 区分2	33	1561					
	(6) 区分1以下	33	1571					
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	1711				
		(二) 区分5	33	1721				
		(三) 区分4	33	1731				
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	1741				
		(二) 区分5	33	1751				
		(三) 区分4	33	1761				
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	33	1771				
		(二) 区分5	33	1781				
		(三) 区分4	33	1791				
大規模住居等減算(入居定員が8人以上)	イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	33	1123				
		(2) 区分5	33	1133				
		(3) 区分4	33	1143				
		(4) 区分3	33	1153				
		(5) 区分2	33	1163				
		(6) 区分1以下	33	1173				
	ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	33	1223				
		(2) 区分5	33	1233				
		(3) 区分4	33	1243				
		(4) 区分3	33	1253				
		(5) 区分2	33	1263				
		(6) 区分1以下	33	1273				

20. 共同生活援助(介護サービス包括型)

基本部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
大規模住居等減算(入居定員が8人以上)	ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	33	1423						
		(2) 区分5	33	1433						
		(3) 区分4	33	1443						
		(4) 区分3	33	1453						
		(5) 区分2	33	1463						
		(6) 区分1以下	33	1473						
	ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	1523						
		(2) 区分5	33	1533						
		(3) 区分4	33	1543						
		(4) 区分3	33	1553						
		(5) 区分2	33	1563						
		(6) 区分1以下	33	1573						
	ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	1713					
			(二) 区分5	33	1723					
			(三) 区分4	33	1733					
		(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	1743					
			(二) 区分5	33	1753					
			(三) 区分4	33	1763					
(3) 世話人配置6:1の場合		(一) 区分6	33	1773						
		(二) 区分5	33	1783						
		(三) 区分4	33	1793						
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	33	1125						
		(2) 区分5	33	1135						
		(3) 区分4	33	1145						
		(4) 区分3	33	1155						
		(5) 区分2	33	1165						
		(6) 区分1以下	33	1175						
	ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	33	1225						
		(2) 区分5	33	1235						
		(3) 区分4	33	1245						
		(4) 区分3	33	1255						
		(5) 区分2	33	1265						
		(6) 区分1以下	33	1275						
	ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	33	1425						
		(2) 区分5	33	1435						
		(3) 区分4	33	1445						
		(4) 区分3	33	1455						
		(5) 区分2	33	1465						
		(6) 区分1以下	33	1475						
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	1525							
	(2) 区分5	33	1535							
	(3) 区分4	33	1545							
	(4) 区分3	33	1555							
	(5) 区分2	33	1565							
	(6) 区分1以下	33	1575							

20. 共同生活援助(介護サービス包括型)

基本部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	1715						
			(二) 区分5	33	1725						
			(三) 区分4	33	1735						
		(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	1745						
			(二) 区分5	33	1755						
			(三) 区分4	33	1765						
		(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	33	1775						
			(二) 区分5	33	1785						
			(三) 区分4	33	1795						
大規模住居等減算(一体的運営21人以上)	イ 共同生活援助サービス費(I)	(4:1)	(1) 区分6	33	1127						
			(2) 区分5	33	1137						
			(3) 区分4	33	1147						
			(4) 区分3	33	1157						
			(5) 区分2	33	1167						
			(6) 区分1以下	33	1177						
	ロ 共同生活援助サービス費(II)	(5:1)	(1) 区分6	33	1227						
			(2) 区分5	33	1237						
			(3) 区分4	33	1247						
			(4) 区分3	33	1257						
			(5) 区分2	33	1267						
			(6) 区分1以下	33	1277						
	ハ 共同生活援助サービス費(III)	(6:1)	(1) 区分6	33	1427						
			(2) 区分5	33	1437						
			(3) 区分4	33	1447						
			(4) 区分3	33	1457						
			(5) 区分2	33	1467						
			(6) 区分1以下	33	1477						
	ニ 共同生活援助サービス費(IV)	(体験利用)	(1) 区分6	33	1527						
			(2) 区分5	33	1537						
			(3) 区分4	33	1547						
			(4) 区分3	33	1557						
			(5) 区分2	33	1567						
			(6) 区分1以下	33	1577						
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	1717							
		(二) 区分5	33	1727							
		(三) 区分4	33	1737							
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	1747							
		(二) 区分5	33	1757							
		(三) 区分4	33	1767							
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	33	1777							
		(二) 区分5	33	1787							
		(三) 区分4	33	1797							
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)	(3:1)	(1) 区分6	33	C001							
		(2) 区分5	33	C021							
		(3) 区分4	33	C041							
		(4) 区分3	33	C061							

20. 共同生活援助(介護サービス包括型)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (4:1)	(1) 区分6	33	C101					
	(2) 区分5	33	C121					
	(3) 区分4	33	C141					
	(4) 区分3	33	C161					
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (5:1)	(1) 区分6	33	C201					
	(2) 区分5	33	C221					
	(3) 区分4	33	C241					
	(4) 区分3	33	C261					
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	C301					
	(2) 区分5	33	C321					
	(3) 区分4	33	C341					
	(4) 区分3	33	C361					
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C401				
		(二) 区分5	33	C421				
		(三) 区分4	33	C441				
		(四) 区分3	33	C461				
		(五) 区分2	33	C481				
		(六) 区分1以下	33	C501				
	(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C521				
		(二) 区分5	33	C541				
		(三) 区分4	33	C561				
		(四) 区分3	33	C581				
		(五) 区分2	33	C601				
		(六) 区分1以下	33	C621				
	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	C641				
		(二) 区分5	33	C661				
		(三) 区分4	33	C681				
		(四) 区分3	33	C701				
		(五) 区分2	33	C721				
		(六) 区分1以下	33	C741				
	(4)体験利用の場合	(一) 区分6	33	C761				
		(二) 区分5	33	C781				
		(三) 区分4	33	C801				
		(四) 区分3	33	C821				
		(五) 区分2	33	C841				
		(六) 区分1以下	33	C861				
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C901				
		(二) 区分5	33	C921				
		(三) 区分4	33	C941				
	(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C961				
		(二) 区分5	33	C981				
		(三) 区分4	33	CA01				
	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CA21				
		(二) 区分5	33	CA41				
		(三) 区分4	33	CA61				

20. 共同生活援助(介護サービス包括型)

基本部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	CA81				
			(二) 区分5	33	CB01				
			(三) 区分4	33	CB21				
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	CB41				
			(二) 区分5	33	CB61				
			(三) 区分4	33	CB81				
		(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CC01				
			(二) 区分5	33	CC21				
			(三) 区分4	33	CC41				
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (3:1)	(1) 区分6	33	C007					
		(2) 区分5	33	C027					
		(3) 区分4	33	C047					
		(4) 区分3	33	C067					
	ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (4:1)	(1) 区分6	33	C107					
		(2) 区分5	33	C127					
		(3) 区分4	33	C147					
		(4) 区分3	33	C167					
	ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (5:1)	(1) 区分6	33	C207					
		(2) 区分5	33	C227					
		(3) 区分4	33	C247					
		(4) 区分3	33	C267					
	ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	C307					
		(2) 区分5	33	C327					
		(3) 区分4	33	C347					
		(4) 区分3	33	C367					
	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C407				
			(二) 区分5	33	C427				
			(三) 区分4	33	C447				
			(四) 区分3	33	C467				
			(五) 区分2	33	C487				
			(六) 区分1以下	33	C507				
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C527				
			(二) 区分5	33	C547				
(三) 区分4			33	C567					
(四) 区分3			33	C587					
(五) 区分2			33	C607					
(六) 区分1以下			33	C627					
(3)世話人配置5:1の場合		(一) 区分6	33	C647					
		(二) 区分5	33	C667					
		(三) 区分4	33	C687					
		(四) 区分3	33	C707					
		(五) 区分2	33	C727					
		(六) 区分1以下	33	C747					

20. 共同生活援助(介護サービス包括型)

基本部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(4)体験利用の場合	(一) 区分6	33	C767						
			(二) 区分5	33	C787						
			(三) 区分4	33	C807						
			(四) 区分3	33	C827						
			(五) 区分2	33	C847						
			(六) 区分1以下	33	C867						
	ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C907					
				(二) 区分5	33	C927					
				(三) 区分4	33	C947					
			(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C967					
				(二) 区分5	33	C987					
				(三) 区分4	33	CA07					
		(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CA27						
			(二) 区分5	33	CA47						
			(三) 区分4	33	CA67						
		日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	CA87					
				(二) 区分5	33	CB07					
				(三) 区分4	33	CB27					
	(2)世話人配置4:1の場合		(一) 区分6	33	CB47						
			(二) 区分5	33	CB67						
(三) 区分4			33	CB87							
(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CC07								
	(二) 区分5	33	CC27								
	(三) 区分4	33	CC47								
大規模住居等減算(一体的運営21人以上)	イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(3:1)	(1) 区分6	33	C013						
			(2) 区分5	33	C033						
			(3) 区分4	33	C053						
			(4) 区分3	33	C073						
	ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(4:1)	(1) 区分6	33	C113						
			(2) 区分5	33	C133						
			(3) 区分4	33	C153						
			(4) 区分3	33	C173						
	ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(5:1)	(1) 区分6	33	C213						
			(2) 区分5	33	C233						
			(3) 区分4	33	C253						
			(4) 区分3	33	C273						
	ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(体験利用)	(1) 区分6	33	C313						
			(2) 区分5	33	C333						
			(3) 区分4	33	C353						
			(4) 区分3	33	C373						

20. 共同生活援助(介護サービス包括型)

基本部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
大規模住居等減算(一体的運営21人以上)	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1) 世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C413					
			(二) 区分5	33	C433					
			(三) 区分4	33	C453					
			(四) 区分3	33	C473					
			(五) 区分2	33	C493					
			(六) 区分1以下	33	C513					
		(2) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C533					
			(二) 区分5	33	C553					
			(三) 区分4	33	C573					
			(四) 区分3	33	C593					
			(五) 区分2	33	C613					
			(六) 区分1以下	33	C633					
		(3) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	C653					
			(二) 区分5	33	C673					
			(三) 区分4	33	C693					
			(四) 区分3	33	C713					
			(五) 区分2	33	C733					
			(六) 区分1以下	33	C753					
	(4) 体験利用の場合	(一) 区分6	33	C773						
		(二) 区分5	33	C793						
		(三) 区分4	33	C813						
		(四) 区分3	33	C833						
		(五) 区分2	33	C853						
		(六) 区分1以下	33	C873						
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1) 世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C913					
			(二) 区分5	33	C933					
			(三) 区分4	33	C953					
		(2) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C973					
			(二) 区分5	33	C993					
			(三) 区分4	33	CA13					
	(3) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CA33						
		(二) 区分5	33	CA53						
		(三) 区分4	33	CA73						
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1) 世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	CA93					
			(二) 区分5	33	CB13					
			(三) 区分4	33	CB33					
(2) 世話人配置4:1の場合		(一) 区分6	33	CB53						
		(二) 区分5	33	CB73						
		(三) 区分4	33	CB93						
(3) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CC13							
	(二) 区分5	33	CC33							
	(三) 区分4	33	CC53							
イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(4:1)	33	1111						
ロ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(5:1)	33	1211						
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(6:1)	33	1411						
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(10:1)	33	1511						
ホ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)	(体験利用)	33	1611						

20. 共同生活援助(介護サービス包括型)

基本部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
大規模住居等減算(入居定員が8人以上)	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)(4:1)	33	1113					
	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)(5:1)	33	1213					
	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)(6:1)	33	1413					
	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)(10:1)	33	1513					
	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)(体験利用)	33	1613					
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)(4:1)	33	1115					
	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)(5:1)	33	1215					
	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)(6:1)	33	1415					
	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)(10:1)	33	1515					
	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)(体験利用)	33	1615					
受託居宅介護サービス費	(1) 15分未満	33	2111					
	(2) 15分以上30分未満	33	2112					
	(3) 30分以上45分未満	33	2113					
	(4) 45分以上1時間未満	33	2114					
	(5) 1時間以上1時間15分未満	33	2115					
	(6) 1時間15分以上1時間30分未満	33	2116					
	(7) 1時間30分以上2時間未満	33	2117					
	(8) 2時間以上2時間30分未満	33	2119					
	(9) 2時間30分以上3時間未満	33	2121					
	(10) 3時間以上	33	2123					

20. 共同生活援助(介護サービス包括型)

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	33	6037					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	33	6035					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	33	6036					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		33	5060					
看護職員配置加算		33	6640					
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(1)夜間支援対象利用者2人以下	33	5641				
		(2)夜間支援対象利用者3人	33	5642				
		(3)夜間支援対象利用者4人	33	5620				
		(4)夜間支援対象利用者5人	33	5621				
		(5)夜間支援対象利用者6人	33	5622				
		(6)夜間支援対象利用者7人	33	5623				
		(7)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	33	5624				
		(8)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	33	5625				
		(9)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	33	5626				
		(10)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	33	5627				
		(11)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	33	5628				
	ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	33	5630				
		(2)夜間支援対象利用者5人	33	5631				
		(3)夜間支援対象利用者6人	33	5632				
		(4)夜間支援対象利用者7人	33	5633				
		(5)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	33	5634				
		(6)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	33	5635				
		(7)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	33	5636				
		(8)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	33	5637				
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	33	5640					
	夜勤職員加配加算		33	7070				
重度障害者支援加算		33	5690					
日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ)	(1)日中支援対象利用者1人	33	5110				
		(2)日中支援対象利用者2人以上	33	5111				
	ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(1)日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6	33	5112			
			(二) 区分3以下	33	5113			
		(2)日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6	33	5114			
(二) 区分3以下	33		5115					
自立生活支援加算		33	5090					
入院時支援特別加算	イ 入院期間が3日以上7日未満	33	5660					
	ロ 入院期間が7日以上	33	5661					
帰宅時支援加算	イ 外泊期間が3日以上7日未満	33	5670					
	ロ 外泊期間が7日以上	33	5671					
長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	33	5663					
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	5664					
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	5662					

20. 共同生活援助(介護サービス包括型)

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	33	5673					
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	5674					
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	5672					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	33	6065					
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	33	6066					
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	33	9992					
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	33	6068					
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	33	6069					
地域生活移行個別支援特別加算		33	6070					
精神障害者地域移行特別加算		33	6890					
強度行動障害者地域移行特別加算		33	6895					
通勤者生活支援加算		33	6615					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6720				
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6729				
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6725				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6710				
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6719				
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6715				
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6667				
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6694				
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6665				
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6672				
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6699				
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6670				
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6677				
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6704				
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6675				
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6687					
	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6424					
	(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6685					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6786				
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6788				
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6790				
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6787				
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6789				
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6791				

20. 共同生活援助(日中サービス支援型)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	33	1121					
	(2) 区分5	33	1131					
	(3) 区分4	33	1141					
	(4) 区分3	33	1151					
	(5) 区分2	33	1161					
	(6) 区分1以下	33	1171					
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	33	1221					
	(2) 区分5	33	1231					
	(3) 区分4	33	1241					
	(4) 区分3	33	1251					
	(5) 区分2	33	1261					
	(6) 区分1以下	33	1271					
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	33	1421					
	(2) 区分5	33	1431					
	(3) 区分4	33	1441					
	(4) 区分3	33	1451					
	(5) 区分2	33	1461					
	(6) 区分1以下	33	1471					
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	1521					
	(2) 区分5	33	1531					
	(3) 区分4	33	1541					
	(4) 区分3	33	1551					
	(5) 区分2	33	1561					
	(6) 区分1以下	33	1571					
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	1711				
		(二) 区分5	33	1721				
		(三) 区分4	33	1731				
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	1741				
		(二) 区分5	33	1751				
		(三) 区分4	33	1761				
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	33	1771				
		(二) 区分5	33	1781				
		(三) 区分4	33	1791				
大規模住居等減算(入居定員が8人以上)	イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	33	1123				
		(2) 区分5	33	1133				
		(3) 区分4	33	1143				
		(4) 区分3	33	1153				
		(5) 区分2	33	1163				
		(6) 区分1以下	33	1173				
	ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	33	1223				
		(2) 区分5	33	1233				
		(3) 区分4	33	1243				
		(4) 区分3	33	1253				
		(5) 区分2	33	1263				
		(6) 区分1以下	33	1273				

20. 共同生活援助(日中サービス支援型)

基本部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
大規模住居等減算(入居定員が8人以上)	ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	33	1423					
		(2) 区分5	33	1433					
		(3) 区分4	33	1443					
		(4) 区分3	33	1453					
		(5) 区分2	33	1463					
		(6) 区分1以下	33	1473					
	ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	1523					
		(2) 区分5	33	1533					
		(3) 区分4	33	1543					
		(4) 区分3	33	1553					
		(5) 区分2	33	1563					
		(6) 区分1以下	33	1573					
	ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	1713				
			(二) 区分5	33	1723				
			(三) 区分4	33	1733				
		(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	1743				
			(二) 区分5	33	1753				
			(三) 区分4	33	1763				
(3) 世話人配置6:1の場合		(一) 区分6	33	1773					
		(二) 区分5	33	1783					
		(三) 区分4	33	1793					
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	33	1125					
		(2) 区分5	33	1135					
		(3) 区分4	33	1145					
		(4) 区分3	33	1155					
		(5) 区分2	33	1165					
		(6) 区分1以下	33	1175					
	ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	33	1225					
		(2) 区分5	33	1235					
		(3) 区分4	33	1245					
		(4) 区分3	33	1255					
		(5) 区分2	33	1265					
		(6) 区分1以下	33	1275					
	ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	33	1425					
		(2) 区分5	33	1435					
		(3) 区分4	33	1445					
		(4) 区分3	33	1455					
		(5) 区分2	33	1465					
		(6) 区分1以下	33	1475					
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	1525						
	(2) 区分5	33	1535						
	(3) 区分4	33	1545						
	(4) 区分3	33	1555						
	(5) 区分2	33	1565						
	(6) 区分1以下	33	1575						

20. 共同生活援助(日中サービス支援型)

基本部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	1715						
			(二) 区分5	33	1725						
			(三) 区分4	33	1735						
		(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	1745						
			(二) 区分5	33	1755						
			(三) 区分4	33	1765						
		(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	33	1775						
			(二) 区分5	33	1785						
			(三) 区分4	33	1795						
大規模住居等減算(一体的運営21人以上)	イ 共同生活援助サービス費(I) (4:1)	(1) 区分6	33	1127							
		(2) 区分5	33	1137							
		(3) 区分4	33	1147							
		(4) 区分3	33	1157							
		(5) 区分2	33	1167							
		(6) 区分1以下	33	1177							
	ロ 共同生活援助サービス費(II) (5:1)	(1) 区分6	33	1227							
		(2) 区分5	33	1237							
		(3) 区分4	33	1247							
		(4) 区分3	33	1257							
		(5) 区分2	33	1267							
		(6) 区分1以下	33	1277							
	ハ 共同生活援助サービス費(III) (6:1)	(1) 区分6	33	1427							
		(2) 区分5	33	1437							
		(3) 区分4	33	1447							
		(4) 区分3	33	1457							
		(5) 区分2	33	1467							
		(6) 区分1以下	33	1477							
	ニ 共同生活援助サービス費(IV) (体験利用)	(1) 区分6	33	1527							
		(2) 区分5	33	1537							
		(3) 区分4	33	1547							
		(4) 区分3	33	1557							
		(5) 区分2	33	1567							
		(6) 区分1以下	33	1577							
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	1717							
		(二) 区分5	33	1727							
		(三) 区分4	33	1737							
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	1747							
		(二) 区分5	33	1757							
		(三) 区分4	33	1767							
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	33	1777							
		(二) 区分5	33	1787							
		(三) 区分4	33	1797							
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I) (3:1)	(1) 区分6	33	C001								
	(2) 区分5	33	C021								
	(3) 区分4	33	C041								
	(4) 区分3	33	C061								

20. 共同生活援助(日中サービス支援型)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (4:1)	(1) 区分6	33	C101					
	(2) 区分5	33	C121					
	(3) 区分4	33	C141					
	(4) 区分3	33	C161					
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (5:1)	(1) 区分6	33	C201					
	(2) 区分5	33	C221					
	(3) 区分4	33	C241					
	(4) 区分3	33	C261					
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	C301					
	(2) 区分5	33	C321					
	(3) 区分4	33	C341					
	(4) 区分3	33	C361					
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C401				
		(二) 区分5	33	C421				
		(三) 区分4	33	C441				
		(四) 区分3	33	C461				
		(五) 区分2	33	C481				
		(六) 区分1以下	33	C501				
	(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C521				
		(二) 区分5	33	C541				
		(三) 区分4	33	C561				
		(四) 区分3	33	C581				
		(五) 区分2	33	C601				
		(六) 区分1以下	33	C621				
	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	C641				
		(二) 区分5	33	C661				
		(三) 区分4	33	C681				
		(四) 区分3	33	C701				
		(五) 区分2	33	C721				
		(六) 区分1以下	33	C741				
	(4)体験利用の場合	(一) 区分6	33	C761				
		(二) 区分5	33	C781				
		(三) 区分4	33	C801				
		(四) 区分3	33	C821				
		(五) 区分2	33	C841				
		(六) 区分1以下	33	C861				
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C901				
		(二) 区分5	33	C921				
		(三) 区分4	33	C941				
	(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C961				
		(二) 区分5	33	C981				
		(三) 区分4	33	CA01				
	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CA21				
		(二) 区分5	33	CA41				
		(三) 区分4	33	CA61				

20. 共同生活援助(日中サービス支援型)

基本部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	CA81					
			(二) 区分5	33	CB01					
			(三) 区分4	33	CB21					
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	CB41					
			(二) 区分5	33	CB61					
			(三) 区分4	33	CB81					
		(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CC01					
			(二) 区分5	33	CC21					
			(三) 区分4	33	CC41					
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (3:1)	(1) 区分6	33	C007						
		(2) 区分5	33	C027						
		(3) 区分4	33	C047						
		(4) 区分3	33	C067						
	ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (4:1)	(1) 区分6	33	C107						
		(2) 区分5	33	C127						
		(3) 区分4	33	C147						
		(4) 区分3	33	C167						
	ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (5:1)	(1) 区分6	33	C207						
		(2) 区分5	33	C227						
		(3) 区分4	33	C247						
		(4) 区分3	33	C267						
	ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	C307						
		(2) 区分5	33	C327						
		(3) 区分4	33	C347						
		(4) 区分3	33	C367						
	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C407					
			(二) 区分5	33	C427					
			(三) 区分4	33	C447					
			(四) 区分3	33	C467					
			(五) 区分2	33	C487					
			(六) 区分1以下	33	C507					
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C527					
			(二) 区分5	33	C547					
(三) 区分4			33	C567						
(四) 区分3			33	C587						
(五) 区分2			33	C607						
(六) 区分1以下			33	C627						
(3)世話人配置5:1の場合		(一) 区分6	33	C647						
		(二) 区分5	33	C667						
		(三) 区分4	33	C687						
		(四) 区分3	33	C707						
		(五) 区分2	33	C727						
		(六) 区分1以下	33	C747						

20. 共同生活援助(日中サービス支援型)

基本部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数			
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(4)体験利用の場合	(一) 区分6		33	C767						
			(二) 区分5		33	C787						
			(三) 区分4		33	C807						
			(四) 区分3		33	C827						
			(五) 区分2		33	C847						
			(六) 区分1以下		33	C867						
	ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6		33	C907					
				(二) 区分5		33	C927					
				(三) 区分4		33	C947					
			(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6		33	C967					
				(二) 区分5		33	C987					
				(三) 区分4		33	CA07					
		(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6		33	CA27						
			(二) 区分5		33	CA47						
			(三) 区分4		33	CA67						
		日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6		33	CA87					
				(二) 区分5		33	CB07					
				(三) 区分4		33	CB27					
	(2)世話人配置4:1の場合		(一) 区分6		33	CB47						
			(二) 区分5		33	CB67						
(三) 区分4				33	CB87							
(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6		33	CC07								
	(二) 区分5		33	CC27								
	(三) 区分4		33	CC47								
大規模住居等減算(一体的運営21人以上)	イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(3:1)	(1) 区分6		33	C013						
			(2) 区分5		33	C033						
			(3) 区分4		33	C053						
			(4) 区分3		33	C073						
	ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(4:1)	(1) 区分6		33	C113						
			(2) 区分5		33	C133						
			(3) 区分4		33	C153						
			(4) 区分3		33	C173						
	ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(5:1)	(1) 区分6		33	C213						
			(2) 区分5		33	C233						
			(3) 区分4		33	C253						
			(4) 区分3		33	C273						
	ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(体験利用)	(1) 区分6		33	C313						
			(2) 区分5		33	C333						
			(3) 区分4		33	C353						
			(4) 区分3		33	C373						

20. 共同生活援助(日中サービス支援型)

基本部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
大規模住居等減算(一体的運営21人以上)	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1) 世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C413					
			(二) 区分5	33	C433					
			(三) 区分4	33	C453					
			(四) 区分3	33	C473					
			(五) 区分2	33	C493					
			(六) 区分1以下	33	C513					
		(2) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C533					
			(二) 区分5	33	C553					
			(三) 区分4	33	C573					
			(四) 区分3	33	C593					
			(五) 区分2	33	C613					
			(六) 区分1以下	33	C633					
		(3) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	C653					
			(二) 区分5	33	C673					
			(三) 区分4	33	C693					
			(四) 区分3	33	C713					
			(五) 区分2	33	C733					
			(六) 区分1以下	33	C753					
	(4) 体験利用の場合	(一) 区分6	33	C773						
		(二) 区分5	33	C793						
		(三) 区分4	33	C813						
		(四) 区分3	33	C833						
		(五) 区分2	33	C853						
		(六) 区分1以下	33	C873						
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1) 世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C913					
			(二) 区分5	33	C933					
			(三) 区分4	33	C953					
		(2) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C973					
			(二) 区分5	33	C993					
			(三) 区分4	33	CA13					
	(3) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CA33						
		(二) 区分5	33	CA53						
		(三) 区分4	33	CA73						
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1) 世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	CA93					
			(二) 区分5	33	CB13					
			(三) 区分4	33	CB33					
(2) 世話人配置4:1の場合		(一) 区分6	33	CB53						
		(二) 区分5	33	CB73						
		(三) 区分4	33	CB93						
(3) 世話人配置5:1の場合		(一) 区分6	33	CC13						
		(二) 区分5	33	CC33						
		(三) 区分4	33	CC53						
イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(4:1)	33	1111						
ロ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(5:1)	33	1211						
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(6:1)	33	1411						
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(10:1)	33	1511						
ホ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)	(体験利用)	33	1611						

20. 共同生活援助(日中サービス支援型)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
大規模住居等減算(入居定員が8人以上)	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)(4:1)	33	1113					
	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)(5:1)	33	1213					
	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)(6:1)	33	1413					
	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)(10:1)	33	1513					
	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)(体験利用)	33	1613					
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)(4:1)	33	1115					
	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)(5:1)	33	1215					
	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)(6:1)	33	1415					
	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)(10:1)	33	1515					
	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)(体験利用)	33	1615					
受託居宅介護サービス費	(1) 15分未満	33	2111					
	(2) 15分以上30分未満	33	2112					
	(3) 30分以上45分未満	33	2113					
	(4) 45分以上1時間未満	33	2114					
	(5) 1時間以上1時間15分未満	33	2115					
	(6) 1時間15分以上1時間30分未満	33	2116					
	(7) 1時間30分以上2時間未満	33	2117					
	(8) 2時間以上2時間30分未満	33	2119					
	(9) 2時間30分以上3時間未満	33	2121					
	(10) 3時間以上	33	2123					

20. 共同生活援助(日中サービス支援型)

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	33	6037					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	33	6035					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	33	6036					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		33	5060					
看護職員配置加算		33	6640					
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(1)夜間支援対象利用者2人以下	33	5641				
		(2)夜間支援対象利用者3人	33	5642				
		(3)夜間支援対象利用者4人	33	5620				
		(4)夜間支援対象利用者5人	33	5621				
		(5)夜間支援対象利用者6人	33	5622				
		(6)夜間支援対象利用者7人	33	5623				
		(7)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	33	5624				
		(8)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	33	5625				
		(9)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	33	5626				
		(10)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	33	5627				
		(11)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	33	5628				
	ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	33	5630				
		(2)夜間支援対象利用者5人	33	5631				
		(3)夜間支援対象利用者6人	33	5632				
		(4)夜間支援対象利用者7人	33	5633				
		(5)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	33	5634				
		(6)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	33	5635				
		(7)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	33	5636				
		(8)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	33	5637				
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	33	5640					
	夜勤職員加配加算		33	7070				
重度障害者支援加算		33	5690					
日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ)	(1)日中支援対象利用者1人	33	5110				
		(2)日中支援対象利用者2人以上	33	5111				
	ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(1)日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6	33	5112			
			(二) 区分3以下	33	5113			
		(2)日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6	33	5114			
(二) 区分3以下	33		5115					
自立生活支援加算		33	5090					
入院時支援特別加算	イ 入院期間が3日以上7日未満	33	5660					
	ロ 入院期間が7日以上	33	5661					
帰宅時支援加算	イ 外泊期間が3日以上7日未満	33	5670					
	ロ 外泊期間が7日以上	33	5671					
長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	33	5663					
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	5664					
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	5662					

20. 共同生活援助(日中サービス支援型)

加算部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
長期帰宅時支援 加算	イ	指定共同生活援助事業所の場合	33	5673					
	ロ	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	5674					
	ハ	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	5672					
医療連携体制加算	イ	医療連携体制加算(Ⅰ)	33	6065					
	ロ	医療連携体制加算(Ⅱ)	33	6066					
	ハ	医療連携体制加算(Ⅲ)	33	9992					
	ニ	医療連携体制加算(Ⅳ)	33	6068					
	ホ	医療連携体制加算(Ⅴ)	33	6069					
地域生活移行個別支援特別加算			33	6070					
精神障害者地域移行特別加算			33	6890					
強度行動障害者地域移行特別加算			33	6895					
通勤者生活支援加算			33	6615					
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護 職員処遇改善 加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6720					
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6729					
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6725					
	ロ 福祉・介護 職員処遇改善 加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6710					
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6719					
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6715					
	ハ 福祉・介護 職員処遇改善 加算(Ⅲ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6667					
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6694					
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6665					
	ニ 福祉・介護 職員処遇改善 加算(Ⅳ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6672					
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6699					
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6670					
	ホ 福祉・介護 職員処遇改善 加算(Ⅴ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6677					
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6704					
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6675					
福祉・介護職員処遇改善特別加算			(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6687				
			(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6424				
			(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6685				
福祉・介護職員等 特定処遇改善加 算	イ 福祉・介護 職員等特定処 遇改善加算 (Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6786					
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6788					
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6790					
	ロ 福祉・介護 職員等特定処 遇改善加算 (Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6787					
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6789					
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6791					

20. 共同生活援助(外部サービス利用型)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	33	1121					
	(2) 区分5	33	1131					
	(3) 区分4	33	1141					
	(4) 区分3	33	1151					
	(5) 区分2	33	1161					
	(6) 区分1以下	33	1171					
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	33	1221					
	(2) 区分5	33	1231					
	(3) 区分4	33	1241					
	(4) 区分3	33	1251					
	(5) 区分2	33	1261					
	(6) 区分1以下	33	1271					
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	33	1421					
	(2) 区分5	33	1431					
	(3) 区分4	33	1441					
	(4) 区分3	33	1451					
	(5) 区分2	33	1461					
	(6) 区分1以下	33	1471					
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	1521					
	(2) 区分5	33	1531					
	(3) 区分4	33	1541					
	(4) 区分3	33	1551					
	(5) 区分2	33	1561					
	(6) 区分1以下	33	1571					
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	1711				
		(二) 区分5	33	1721				
		(三) 区分4	33	1731				
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	1741				
		(二) 区分5	33	1751				
		(三) 区分4	33	1761				
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	33	1771				
		(二) 区分5	33	1781				
		(三) 区分4	33	1791				
大規模住居等減算(入居定員が8人以上)	イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	33	1123				
		(2) 区分5	33	1133				
		(3) 区分4	33	1143				
		(4) 区分3	33	1153				
		(5) 区分2	33	1163				
		(6) 区分1以下	33	1173				
	ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	33	1223				
		(2) 区分5	33	1233				
		(3) 区分4	33	1243				
		(4) 区分3	33	1253				
		(5) 区分2	33	1263				
		(6) 区分1以下	33	1273				

20. 共同生活援助(外部サービス利用型)

基本部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
大規模住居等減算(入居定員が8人以上)	ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	33	1423					
		(2) 区分5	33	1433					
		(3) 区分4	33	1443					
		(4) 区分3	33	1453					
		(5) 区分2	33	1463					
		(6) 区分1以下	33	1473					
	ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	1523					
		(2) 区分5	33	1533					
		(3) 区分4	33	1543					
		(4) 区分3	33	1553					
		(5) 区分2	33	1563					
		(6) 区分1以下	33	1573					
	ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	1713				
			(二) 区分5	33	1723				
			(三) 区分4	33	1733				
		(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	1743				
			(二) 区分5	33	1753				
			(三) 区分4	33	1763				
(3) 世話人配置6:1の場合		(一) 区分6	33	1773					
		(二) 区分5	33	1783					
		(三) 区分4	33	1793					
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	33	1125					
		(2) 区分5	33	1135					
		(3) 区分4	33	1145					
		(4) 区分3	33	1155					
		(5) 区分2	33	1165					
		(6) 区分1以下	33	1175					
	ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	33	1225					
		(2) 区分5	33	1235					
		(3) 区分4	33	1245					
		(4) 区分3	33	1255					
		(5) 区分2	33	1265					
		(6) 区分1以下	33	1275					
	ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	33	1425					
		(2) 区分5	33	1435					
		(3) 区分4	33	1445					
		(4) 区分3	33	1455					
		(5) 区分2	33	1465					
		(6) 区分1以下	33	1475					
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	1525						
	(2) 区分5	33	1535						
	(3) 区分4	33	1545						
	(4) 区分3	33	1555						
	(5) 区分2	33	1565						
	(6) 区分1以下	33	1575						

20. 共同生活援助(外部サービス利用型)

基本部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	1715						
			(二) 区分5	33	1725						
			(三) 区分4	33	1735						
		(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	1745						
			(二) 区分5	33	1755						
			(三) 区分4	33	1765						
		(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	33	1775						
			(二) 区分5	33	1785						
			(三) 区分4	33	1795						
大規模住居等減算(一体的運営21人以上)	イ 共同生活援助サービス費(I) (4:1)	(1) 区分6	33	1127							
		(2) 区分5	33	1137							
		(3) 区分4	33	1147							
		(4) 区分3	33	1157							
		(5) 区分2	33	1167							
		(6) 区分1以下	33	1177							
	ロ 共同生活援助サービス費(II) (5:1)	(1) 区分6	33	1227							
		(2) 区分5	33	1237							
		(3) 区分4	33	1247							
		(4) 区分3	33	1257							
		(5) 区分2	33	1267							
		(6) 区分1以下	33	1277							
	ハ 共同生活援助サービス費(III) (6:1)	(1) 区分6	33	1427							
		(2) 区分5	33	1437							
		(3) 区分4	33	1447							
		(4) 区分3	33	1457							
		(5) 区分2	33	1467							
		(6) 区分1以下	33	1477							
	ニ 共同生活援助サービス費(IV) (体験利用)	(1) 区分6	33	1527							
		(2) 区分5	33	1537							
		(3) 区分4	33	1547							
		(4) 区分3	33	1557							
		(5) 区分2	33	1567							
		(6) 区分1以下	33	1577							
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	1717							
		(二) 区分5	33	1727							
		(三) 区分4	33	1737							
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	1747							
		(二) 区分5	33	1757							
		(三) 区分4	33	1767							
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	33	1777							
		(二) 区分5	33	1787							
		(三) 区分4	33	1797							
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I) (3:1)	(1) 区分6	33	C001								
	(2) 区分5	33	C021								
	(3) 区分4	33	C041								
	(4) 区分3	33	C061								

20. 共同生活援助(外部サービス利用型)

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (4:1)	(1) 区分6	33	C101					
	(2) 区分5	33	C121					
	(3) 区分4	33	C141					
	(4) 区分3	33	C161					
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (5:1)	(1) 区分6	33	C201					
	(2) 区分5	33	C221					
	(3) 区分4	33	C241					
	(4) 区分3	33	C261					
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	C301					
	(2) 区分5	33	C321					
	(3) 区分4	33	C341					
	(4) 区分3	33	C361					
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C401				
		(二) 区分5	33	C421				
		(三) 区分4	33	C441				
		(四) 区分3	33	C461				
		(五) 区分2	33	C481				
		(六) 区分1以下	33	C501				
	(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C521				
		(二) 区分5	33	C541				
		(三) 区分4	33	C561				
		(四) 区分3	33	C581				
		(五) 区分2	33	C601				
		(六) 区分1以下	33	C621				
	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	C641				
		(二) 区分5	33	C661				
		(三) 区分4	33	C681				
		(四) 区分3	33	C701				
		(五) 区分2	33	C721				
		(六) 区分1以下	33	C741				
	(4)体験利用の場合	(一) 区分6	33	C761				
		(二) 区分5	33	C781				
		(三) 区分4	33	C801				
		(四) 区分3	33	C821				
		(五) 区分2	33	C841				
		(六) 区分1以下	33	C861				
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C901				
		(二) 区分5	33	C921				
		(三) 区分4	33	C941				
	(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C961				
		(二) 区分5	33	C981				
		(三) 区分4	33	CA01				
	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CA21				
		(二) 区分5	33	CA41				
		(三) 区分4	33	CA61				

20. 共同生活援助(外部サービス利用型)

基本部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	CA81					
			(二) 区分5	33	CB01					
			(三) 区分4	33	CB21					
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	CB41					
			(二) 区分5	33	CB61					
			(三) 区分4	33	CB81					
		(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CC01					
			(二) 区分5	33	CC21					
			(三) 区分4	33	CC41					
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (3:1)	(1) 区分6	33	C007						
		(2) 区分5	33	C027						
		(3) 区分4	33	C047						
		(4) 区分3	33	C067						
	ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (4:1)	(1) 区分6	33	C107						
		(2) 区分5	33	C127						
		(3) 区分4	33	C147						
		(4) 区分3	33	C167						
	ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (5:1)	(1) 区分6	33	C207						
		(2) 区分5	33	C227						
		(3) 区分4	33	C247						
		(4) 区分3	33	C267						
	ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	33	C307						
		(2) 区分5	33	C327						
		(3) 区分4	33	C347						
		(4) 区分3	33	C367						
	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C407					
			(二) 区分5	33	C427					
			(三) 区分4	33	C447					
			(四) 区分3	33	C467					
			(五) 区分2	33	C487					
			(六) 区分1以下	33	C507					
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C527					
			(二) 区分5	33	C547					
(三) 区分4			33	C567						
(四) 区分3			33	C587						
(五) 区分2			33	C607						
(六) 区分1以下			33	C627						
(3)世話人配置5:1の場合		(一) 区分6	33	C647						
		(二) 区分5	33	C667						
		(三) 区分4	33	C687						
		(四) 区分3	33	C707						
		(五) 区分2	33	C727						
		(六) 区分1以下	33	C747						

20. 共同生活援助(外部サービス利用型)

基本部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(4)体験利用の場合	(一) 区分6	33	C767						
			(二) 区分5	33	C787						
			(三) 区分4	33	C807						
			(四) 区分3	33	C827						
			(五) 区分2	33	C847						
			(六) 区分1以下	33	C867						
	ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C907					
				(二) 区分5	33	C927					
				(三) 区分4	33	C947					
			(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C967					
				(二) 区分5	33	C987					
				(三) 区分4	33	CA07					
		(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CA27						
			(二) 区分5	33	CA47						
			(三) 区分4	33	CA67						
		日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	CA87					
				(二) 区分5	33	CB07					
				(三) 区分4	33	CB27					
	(2)世話人配置4:1の場合		(一) 区分6	33	CB47						
			(二) 区分5	33	CB67						
(三) 区分4			33	CB87							
(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CC07								
	(二) 区分5	33	CC27								
	(三) 区分4	33	CC47								
大規模住居等減算(一体的運営21人以上)	イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(3:1)	(1) 区分6	33	C013						
			(2) 区分5	33	C033						
			(3) 区分4	33	C053						
			(4) 区分3	33	C073						
	ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(4:1)	(1) 区分6	33	C113						
			(2) 区分5	33	C133						
			(3) 区分4	33	C153						
			(4) 区分3	33	C173						
	ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(5:1)	(1) 区分6	33	C213						
			(2) 区分5	33	C233						
			(3) 区分4	33	C253						
			(4) 区分3	33	C273						
	ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(体験利用)	(1) 区分6	33	C313						
			(2) 区分5	33	C333						
			(3) 区分4	33	C353						
			(4) 区分3	33	C373						

20. 共同生活援助(外部サービス利用型)

基本部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
大規模住居等減算(一体的運営21人以上)	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1) 世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C413					
			(二) 区分5	33	C433					
			(三) 区分4	33	C453					
			(四) 区分3	33	C473					
			(五) 区分2	33	C493					
			(六) 区分1以下	33	C513					
		(2) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C533					
			(二) 区分5	33	C553					
			(三) 区分4	33	C573					
			(四) 区分3	33	C593					
			(五) 区分2	33	C613					
			(六) 区分1以下	33	C633					
		(3) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	C653					
			(二) 区分5	33	C673					
			(三) 区分4	33	C693					
			(四) 区分3	33	C713					
			(五) 区分2	33	C733					
			(六) 区分1以下	33	C753					
	(4) 体験利用の場合	(一) 区分6	33	C773						
		(二) 区分5	33	C793						
		(三) 区分4	33	C813						
		(四) 区分3	33	C833						
		(五) 区分2	33	C853						
		(六) 区分1以下	33	C873						
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1) 世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	C913					
			(二) 区分5	33	C933					
			(三) 区分4	33	C953					
		(2) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	C973					
			(二) 区分5	33	C993					
			(三) 区分4	33	CA13					
		(3) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CA33					
			(二) 区分5	33	CA53					
			(三) 区分4	33	CA73					
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1) 世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	33	CA93					
			(二) 区分5	33	CB13					
			(三) 区分4	33	CB33					
		(2) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	33	CB53					
			(二) 区分5	33	CB73					
			(三) 区分4	33	CB93					
		(3) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	33	CC13					
			(二) 区分5	33	CC33					
			(三) 区分4	33	CC53					
イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(4:1)	33	1111						
ロ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(5:1)	33	1211						
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(6:1)	33	1411						
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(10:1)	33	1511						
ホ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)	(体験利用)	33	1611						

20. 共同生活援助(外部サービス利用型)

基本部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
大規模住居等減算(入居定員が8人以上)	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)(4:1)	33	1113					
	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)(5:1)	33	1213					
	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)(6:1)	33	1413					
	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)(10:1)	33	1513					
	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)(体験利用)	33	1613					
大規模住居等減算(入居定員が21人以上)	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)(4:1)	33	1115					
	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)(5:1)	33	1215					
	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)(6:1)	33	1415					
	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)(10:1)	33	1515					
	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)(体験利用)	33	1615					
受託居宅介護サービス費	(1) 15分未満	33	2111					
	(2) 15分以上30分未満	33	2112					
	(3) 30分以上45分未満	33	2113					
	(4) 45分以上1時間未満	33	2114					
	(5) 1時間以上1時間15分未満	33	2115					
	(6) 1時間15分以上1時間30分未満	33	2116					
	(7) 1時間30分以上2時間未満	33	2117					
	(8) 2時間以上2時間30分未満	33	2119					
	(9) 2時間30分以上3時間未満	33	2121					
	(10) 3時間以上	33	2123					

20. 共同生活援助(外部サービス利用型)

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	33	6037					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	33	6035					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	33	6036					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		33	5060					
看護職員配置加算		33	6640					
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(1)夜間支援対象利用者2人以下	33	5641				
		(2)夜間支援対象利用者3人	33	5642				
		(3)夜間支援対象利用者4人	33	5620				
		(4)夜間支援対象利用者5人	33	5621				
		(5)夜間支援対象利用者6人	33	5622				
		(6)夜間支援対象利用者7人	33	5623				
		(7)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	33	5624				
		(8)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	33	5625				
		(9)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	33	5626				
		(10)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	33	5627				
		(11)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	33	5628				
	ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	33	5630				
		(2)夜間支援対象利用者5人	33	5631				
		(3)夜間支援対象利用者6人	33	5632				
		(4)夜間支援対象利用者7人	33	5633				
		(5)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	33	5634				
		(6)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	33	5635				
		(7)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	33	5636				
		(8)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	33	5637				
	(9)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	33	5638					
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	33	5640					
夜勤職員加配加算		33	7070					
重度障害者支援加算		33	5690					
日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ)	(1)日中支援対象利用者1人	33	5110				
		(2)日中支援対象利用者2人以上	33	5111				
	ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(1)日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6	33	5112			
			(二) 区分3以下	33	5113			
		(2)日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6	33	5114			
(二) 区分3以下	33		5115					
自立生活支援加算		33	5090					
入院時支援特別加算	イ 入院期間が3日以上7日未満	33	5660					
	ロ 入院期間が7日以上	33	5661					
帰宅時支援加算	イ 外泊期間が3日以上7日未満	33	5670					
	ロ 外泊期間が7日以上	33	5671					
長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	33	5663					
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	5664					
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	5662					

20. 共同生活援助(外部サービス利用型)

加算部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
長期帰宅時支援 加算	イ	指定共同生活援助事業所の場合	33	5673						
	ロ	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	5674						
	ハ	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	5672						
医療連携体制加算	イ	医療連携体制加算(Ⅰ)	33	6065						
	ロ	医療連携体制加算(Ⅱ)	33	6066						
	ハ	医療連携体制加算(Ⅲ)	33	9992						
	ニ	医療連携体制加算(Ⅳ)	33	6068						
	ホ	医療連携体制加算(Ⅴ)	33	6069						
地域生活移行個別支援特別加算			33	6070						
精神障害者地域移行特別加算			33	6890						
強度行動障害者地域移行特別加算			33	6895						
通勤者生活支援加算			33	6615						
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護 職員処遇改善 加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6720						
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6729						
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6725						
	ロ 福祉・介護 職員処遇改善 加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6710						
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6719						
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6715						
	ハ 福祉・介護 職員処遇改善 加算(Ⅲ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6667						
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6694						
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6665						
	ニ 福祉・介護 職員処遇改善 加算(Ⅳ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6672						
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6699						
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6670						
	ホ 福祉・介護 職員処遇改善 加算(Ⅴ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6677						
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6704						
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6675						
福祉・介護職員処遇改善特別加算			(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6687					
			(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6424					
			(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6685					
福祉・介護職員等 特定処遇改善加 算	イ 福祉・介護 職員等特定処 遇改善加算 (Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6786						
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6788						
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6790						
	ロ 福祉・介護 職員等特定処 遇改善加算 (Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	33	6787						
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	33	6789						
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	33	6791						

21. 計画相談支援

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
イ サービス利用支援費	(1) サービス利用支援費(Ⅰ)	52	1111					
	(2) サービス利用支援費(Ⅱ)	52	1151					
ロ 継続サービス利用支援費	(1) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	52	1211					
	(2) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)	52	1251					

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
特別地域加算		52	6015					
利用者負担上限額管理加算		52	5010					
初回加算		52	6020					
特定事業所加算	イ 特定事業所加算(Ⅰ)	52	6010					
	ロ 特定事業所加算(Ⅱ)	52	6011					
	ハ 特定事業所加算(Ⅲ)	52	6012					
	ニ 特定事業所加算(Ⅳ)	52	6013					
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	52	6810					
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	52	6811					
退院・退所加算		52	6820					
居宅介護支援事業所等連携加算		52	6815					
医療・保育・教育機関等連携加算		52	6835					
サービス担当者会議実施加算		52	6825					
サービス提供時モニタリング加算		52	6830					
行動障害支援体制加算		52	6840					
要医療児者支援体制加算		52	6845					
精神障害者支援体制加算		52	6850					
地域生活支援拠点等相談強化加算		52	6855					
地域体制強化共同支援加算		52	6860					

22. 地域移行支援

基本部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
地域移行支援サ ービス費	イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ)	53	1111					
	ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ)	53	1112					

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
特別地域加算		53	6015					
初回加算		53	6020					
集中支援加算		53	7580					
退院・退所月加算		53	7585					
障害福祉サービス の体験利用加算	イ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)	53	7590					
	ロ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ)	53	7591					
	地域生活支援拠点等の場合	53	7592					
体験宿泊加算	イ 体験宿泊加算(Ⅰ)	53	7595					
	ロ 体験宿泊加算(Ⅱ)	53	7600					
	地域生活支援拠点等の場合	53	7601					

23. 地域定着支援

基本部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
地域定着支援サ ービス費	イ	体制確保費	54	1111					
	ロ	緊急時支 援費	(1) 緊急時支援費(Ⅰ)	54	1211				
		(2) 緊急時支援費(Ⅱ)	54	1212					
加算部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
特別地域加算			54	6015					

1. 障害児相談支援

基本部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
イ 障害児支援利用援助費	(1) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)	55	1111					
	(2) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)	55	1131					
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	55	1211					
	(2) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	55	1231					

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
特別地域加算		55	6015					
利用者負担上限額管理加算		55	5370					
初回加算		55	6020					
特定事業所加算	イ 特定事業所加算(Ⅰ)	55	6010					
	ロ 特定事業所加算(Ⅱ)	55	6011					
	ハ 特定事業所加算(Ⅲ)	55	6012					
	ニ 特定事業所加算(Ⅳ)	55	6013					
入院時情報連携 加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	55	6810					
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	55	6811					
退院・退所加算		55	6820					
医療・保育・教育機関等連携加算		55	6835					
サービス担当者会議実施加算		55	6825					
サービス提供時モニタリング加算		55	6830					
行動障害支援体制加算		55	6840					
要医療児者支援体制加算		55	6845					
精神障害者支援体制加算		55	6850					
地域生活支援拠点等相談強化加算		55	6855					
地域体制強化共同支援加算		55	6860					

2. 障害児入所支援

基本部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
イ 知的障害児の場合	(1) 定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設		71	1111			
	(2) 定員10人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		71	1121			
		(二) 当該施設が主たる施設		71	1125			
		(三) 当該施設が単独施設		71	1129			
	(3) 定員11人以上20人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		71	1141			
		(二) 当該施設が主たる施設		71	1145			
		(三) 当該施設が単独施設		71	1149			
	(4) 定員21人以上30人以下			71	1161			
	(5) 定員31人以上40人以下			71	1171			
	(6) 定員41人以上50人以下			71	1181			
	(7) 定員51人以上60人以下			71	1191			
	(8) 定員61人以上70人以下			71	1201			
	(9) 定員71人以上80人以下			71	1211			
	(10) 定員81人以上90人以下			71	1221			
	(11) 定員91人以上100人以下			71	1231			
	(12) 定員101人以上110人以下			71	1241			
	(13) 定員111人以上120人以下			71	1251			
	(14) 定員121人以上130人以下			71	1261			
	(15) 定員131人以上140人以下			71	1271			
	(16) 定員141人以上150人以下			71	1281			
	(17) 定員151人以上160人以下			71	1291			
(18) 定員161人以上170人以下			71	1301				
(19) 定員171人以上180人以下			71	1311				
(20) 定員181人以上190人以下			71	1321				
(21) 定員191人以上			71	1331				
ロ 自閉症児の場合	(1) 定員30人以下			71	1341			
	(2) 定員31人以上40人以下			71	1351			
	(3) 定員41人以上50人以下			71	1361			
	(4) 定員51人以上60人以下			71	1371			
	(5) 定員61人以上70人以下			71	1381			
	(6) 定員71人以上			71	1391			
ハ 盲児の場合	(1) 定員5人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		71	1401			
		(二) 当該施設が単独施設		71	1405			
	(2) 定員6人以上9人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		71	1411			
		(二) 当該施設が単独施設		71	1415			
	(3) 定員10人	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		71	1421			
		(二) 当該施設が主たる施設		71	1425			
		(三) 当該施設が単独施設		71	1429			
	(4) 定員11人以上15人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		71	1441			
		(二) 当該施設が主たる施設		71	1445			
		(三) 当該施設が単独施設		71	1449			
	(5) 定員16人以上20人以下	(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設		71	1461			
		(二) 当該施設が主たる施設		71	1465			
		(三) 当該施設が単独施設		71	1469			

2. 障害児入所支援

基本部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
ハ 盲児の場合	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	1481					
		(二)当該施設が主たる施設	71	1485					
		(三)当該施設が単独施設	71	1489					
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	1501					
		(二)当該施設が主たる施設	71	1505					
		(三)当該施設が単独施設	71	1509					
	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	71	1521					
		(二)当該施設が単独施設	71	1525					
	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	71	1531					
		(二)当該施設が単独施設	71	1535					
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	71	1541					
		(二)当該施設が単独施設	71	1545					
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	71	1551					
		(二)当該施設が単独施設	71	1555					
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	71	1561					
		(二)当該施設が単独施設	71	1565					
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	71	1571					
		(二)当該施設が単独施設	71	1575					
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	71	1581					
		(二)当該施設が単独施設	71	1585					
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	71	1591					
(二)当該施設が単独施設		71	1595						
ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	1601					
		(二)当該施設が単独施設	71	1605					
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	1611					
		(二)当該施設が単独施設	71	1615					
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	1621					
		(二)当該施設が主たる施設	71	1625					
		(三)当該施設が単独施設	71	1629					
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	1641					
		(二)当該施設が主たる施設	71	1645					
		(三)当該施設が単独施設	71	1649					
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	1661					
		(二)当該施設が主たる施設	71	1665					
		(三)当該施設が単独施設	71	1669					
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	1681					
		(二)当該施設が主たる施設	71	1685					
		(三)当該施設が単独施設	71	1689					
	(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	1701					
		(二)当該施設が主たる施設	71	1705					
		(三)当該施設が単独施設	71	1709					
	(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	71	1721					
		(二)当該施設が単独施設	71	1725					

2. 障害児入所支援

基本部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
ニ ろうあ児の場合	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設		71	1731			
		(二)当該施設が単独施設		71	1735			
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設		71	1741			
		(二)当該施設が単独施設		71	1745			
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設		71	1751			
		(二)当該施設が単独施設		71	1755			
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設		71	1761			
		(二)当該施設が単独施設		71	1765			
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設		71	1771			
		(二)当該施設が単独施設		71	1775			
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設		71	1781			
		(二)当該施設が単独施設		71	1785			
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設		71	1791			
		(二)当該施設が単独施設		71	1795			
	ホ 肢体不自由児 の場合	(1)定員50人以下		71	1801			
		(2)定員51人以上60人以下		71	1811			
		(3)定員61人以上70人以下		71	1821			
		(4)定員71人以上		71	1831			

2. 障害児入所支援

加算部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
職業指導員加算	イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上 10人未満	当該施設が単 独施設	71	6490				
		(2)定員10人	(一)当該施設 に併設する施設 が主たる施設又 は当該施設が 主たる施設	71	6491				
			(二)当該施設 が単独施設	71	6492				
		(3)定員11人 以上20人以下	(一)当該施設 に併設する施設 が主たる施設又 は当該施設が 主たる施設	71	6493				
			(二)当該施設 が単独施設	71	6494				
		(4)定員21人以上30人以下		71	6495				
		(5)定員31人以上40人以下		71	6496				
		(6)定員41人以上50人以下		71	6497				
		(7)定員51人以上60人以下		71	6498				
		(8)定員61人以上70人以下		71	6499				
		(9)定員71人以上80人以下		71	6500				
		(10)定員81人以上90人以下		71	6501				
		(11)定員91人以上100人以下		71	6502				
		(12)定員101人以上110人以下		71	6503				
		(13)定員111人以上120人以下		71	6504				
		(14)定員121人以上130人以下		71	6505				
		(15)定員131人以上140人以下		71	6506				
		(16)定員141人以上150人以下		71	6507				
		(17)定員151人以上160人以下		71	6508				
		(18)定員161人以上170人以下		71	6509				
		(19)定員171人以上180人以下		71	6510				
		(20)定員181人以上190人以下		71	6511				
		(21)定員191人以上		71	6512				
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下		71	6513					
	(2)定員31人以上40人以下		71	6514					
	(3)定員41人以上50人以下		71	6515					
	(4)定員51人以上60人以下		71	6516					
	(5)定員61人以上70人以下		71	6517					
	(6)定員71人以上		71	6518					

2. 障害児入所支援

加算部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
職業指導員加算	ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	6519				
			(二)当該施設が単独施設	71	6520				
		(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	6521				
			(二)当該施設が単独施設	71	6522				
		(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	71	6523				
			(二)当該施設が単独施設	71	6524				
		(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	71	6525				
			(二)当該施設が単独施設	71	6526				
		(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	71	6527				
			(二)当該施設が単独施設	71	6528				
		(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	71	6529				
			(二)当該施設が単独施設	71	6530				
		(7)定員26人以上30人以下		71	6531				
		(8)定員31人以上35人以下		71	6532				
		(9)定員36人以上40人以下		71	6533				
	(10)定員41人以上50人以下		71	6534					
	(11)定員51人以上60人以下		71	6535					
	(12)定員61人以上70人以下		71	6536					
	(13)定員71人以上80人以下		71	6537					
	(14)定員81人以上90人以下		71	6538					
	(15)定員91人以上		71	6539					
	二 ろうあ児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	6540				
			(二)当該施設が単独施設	71	6541				
		(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	71	6542				
			(二)当該施設が単独施設	71	6543				
		(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	71	6544				
			(二)当該施設が単独施設	71	6545				

2. 障害児入所支援

加算部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
職業指導員加算	二 ろうあ児の場合	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	71	6546				
			(二)当該施設が単独施設	71	6547				
		(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	71	6548				
			(二)当該施設が単独施設	71	6549				
		(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設又は当該施設が主たる施設	71	6550				
			(二)当該施設が単独施設	71	6551				
		(7)定員26人以上30人以下		71	6552				
		(8)定員31人以上35人以下		71	6553				
		(9)定員36人以上40人以下		71	6554				
		(10)定員41人以上50人以下		71	6555				
		(11)定員51人以上60人以下		71	6556				
		(12)定員61人以上70人以下		71	6557				
		(13)定員71人以上80人以下		71	6558				
		(14)定員81人以上90人以下		71	6559				
		(15)定員91人以上		71	6560				
重度障害児支援加算	知的障害児、自閉症児の場合	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ)	71	5100					
		ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ)	71	5101					
	盲児の場合	ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ)	71	5102					
		ニ 重度障害児支援加算(Ⅳ)	71	5103					
	ろうあ児の場合	ホ 重度障害児支援加算(Ⅴ)	71	5104					
		ヘ 重度障害児支援加算(Ⅵ)	71	5105					
	肢体不自由児の場合	ト 重度障害児支援加算(Ⅶ)	71	5106					
別に定める要件に合致する場合		71	5107						
重度重複障害児加算			71	5110					
強度行動障害児特別支援加算			71	5120					
	加算の算定を開始した日から起算して90日以内		71	5121					
幼児加算			71	5300					
心理担当職員配置加算	イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	71	6280					
		(2)定員10人	71	6281					
		(3)定員11人以上20人以下	71	6282					
		(4)定員21人以上30人以下	71	6283					
		(5)定員31人以上40人以下	71	6284					
		(6)定員41人以上50人以下	71	6285					
		(7)定員51人以上60人以下	71	6286					
		(8)定員61人以上70人以下	71	6287					
		(9)定員71人以上80人以下	71	6288					
		(10)定員81人以上90人以下	71	6289					
		(11)定員91人以上100人以下	71	6290					
		(12)定員101人以上110人以下	71	6291					

2. 障害児入所支援

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
心理担当職員配置加算	イ 知的障害児の場合	(13)定員111人以上120人以下	71	6292				
		(14)定員121人以上130人以下	71	6293				
		(15)定員131人以上140人以下	71	6294				
		(16)定員141人以上150人以下	71	6295				
		(17)定員151人以上160人以下	71	6296				
		(18)定員161人以上170人以下	71	6297				
		(19)定員171人以上180人以下	71	6298				
		(20)定員181人以上190人以下	71	6299				
		(21)定員191人以上	71	6300				
	ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	71	6301				
		(2)定員31人以上40人以下	71	6302				
		(3)定員41人以上50人以下	71	6303				
		(4)定員51人以上60人以下	71	6304				
		(5)定員61人以上70人以下	71	6305				
		(6)定員71人以上	71	6306				
	ハ 盲児の場合	(1)定員5人	71	6307				
		(2)定員6人以上9人以下	71	6308				
		(3)定員10人	71	6309				
		(4)定員11人以上15人以下	71	6310				
		(5)定員16人以上20人以下	71	6311				
		(6)定員21人以上25人以下	71	6312				
		(7)定員26人以上30人以下	71	6313				
		(8)定員31人以上35人以下	71	6314				
		(9)定員36人以上40人以下	71	6315				
		(10)定員41人以上50人以下	71	6316				
		(11)定員51人以上60人以下	71	6317				
		(12)定員61人以上70人以下	71	6318				
		(13)定員71人以上80人以下	71	6319				
		(14)定員81人以上90人以下	71	6320				
		(15)定員91人以上	71	6321				
	ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	71	6322				
		(2)定員6人以上9人以下	71	6323				
		(3)定員10人	71	6324				
		(4)定員11人以上15人以下	71	6325				
		(5)定員16人以上20人以下	71	6326				
		(6)定員21人以上25人以下	71	6327				
		(7)定員26人以上30人以下	71	6328				
		(8)定員31人以上35人以下	71	6329				
		(9)定員36人以上40人以下	71	6330				
		(10)定員41人以上50人以下	71	6331				
		(11)定員51人以上60人以下	71	6332				
		(12)定員61人以上70人以下	71	6333				
		(13)定員71人以上80人以下	71	6334				
		(14)定員81人以上90人以下	71	6335				
		(15)定員91人以上	71	6336				
ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	71	6337					
	(2)定員51人以上60人以下	71	6338					

2. 障害児入所支援

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
心理担当職員配置 加算	ホ 肢体不自由児の場合	(3)定員61人以上70人以下	71	6339				
		(4)定員71人以上	71	6340				
	公認心理師の場合	71	6341					
看護職員配置加算 (I)	イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	71	6400				
		(2)定員10人	71	6401				
		(3)定員11人以上20人以下	71	6402				
		(4)定員21人以上30人以下	71	6403				
		(5)定員31人以上40人以下	71	6404				
		(6)定員41人以上50人以下	71	6405				
		(7)定員51人以上60人以下	71	6406				
		(8)定員61人以上70人以下	71	6407				
		(9)定員71人以上80人以下	71	6408				
		(10)定員81人以上90人以下	71	6409				
		(11)定員91人以上100人以下	71	6410				
		(12)定員101人以上110人以下	71	6411				
		(13)定員111人以上120人以下	71	6412				
		(14)定員121人以上130人以下	71	6413				
		(15)定員131人以上140人以下	71	6414				
		(16)定員141人以上150人以下	71	6415				
		(17)定員151人以上160人以下	71	6416				
		(18)定員161人以上170人以下	71	6417				
		(19)定員171人以上180人以下	71	6418				
		(20)定員181人以上190人以下	71	6419				
		(21)定員191人以上	71	6420				
	ハ 盲児の場合	(1)定員5人	71	6421				
		(2)定員6人以上9人以下	71	6422				
		(3)定員10人	71	6423				
		(4)定員11人以上15人以下	71	6424				
		(5)定員16人以上20人以下	71	6425				
		(6)定員21人以上25人以下	71	6426				
		(7)定員26人以上30人以下	71	6427				
		(8)定員31人以上35人以下	71	6428				
		(9)定員36人以上40人以下	71	6429				
		(10)定員41人以上50人以下	71	6430				
		(11)定員51人以上60人以下	71	6431				
		(12)定員61人以上70人以下	71	6432				
		(13)定員71人以上80人以下	71	6433				
		(14)定員81人以上90人以下	71	6434				
		(15)定員91人以上	71	6435				
	ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	71	6436				
		(2)定員6人以上9人以下	71	6437				
		(3)定員10人	71	6438				
		(4)定員11人以上15人以下	71	6439				
		(5)定員16人以上20人以下	71	6440				
		(6)定員21人以上25人以下	71	6441				
		(7)定員26人以上30人以下	71	6442				
		(8)定員31人以上35人以下	71	6443				
		(9)定員36人以上40人以下	71	6444				

2. 障害児入所支援

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
看護職員配置加算 (I)	ニ ろうあ児の場合	(10) 定員41人以上50人以下	71	6445				
		(11) 定員51人以上60人以下	71	6446				
		(12) 定員61人以上70人以下	71	6447				
		(13) 定員71人以上80人以下	71	6448				
		(14) 定員81人以上90人以下	71	6449				
		(15) 定員91人以上	71	6450				
看護職員配置加算 (II)	イ 知的障害児の場合	(1) 定員5人以上10人未満	71	6700				
		(2) 定員10人	71	6701				
		(3) 定員11人以上20人以下	71	6702				
		(4) 定員21人以上30人以下	71	6703				
		(5) 定員31人以上40人以下	71	6704				
		(6) 定員41人以上50人以下	71	6705				
		(7) 定員51人以上60人以下	71	6706				
		(8) 定員61人以上70人以下	71	6707				
		(9) 定員71人以上80人以下	71	6708				
		(10) 定員81人以上90人以下	71	6709				
		(11) 定員91人以上100人以下	71	6710				
		(12) 定員101人以上110人以下	71	6711				
		(13) 定員111人以上120人以下	71	6712				
		(14) 定員121人以上130人以下	71	6713				
		(15) 定員131人以上140人以下	71	6714				
		(16) 定員141人以上150人以下	71	6715				
		(17) 定員151人以上160人以下	71	6716				
		(18) 定員161人以上170人以下	71	6717				
		(19) 定員171人以上180人以下	71	6718				
		(20) 定員181人以上190人以下	71	6719				
		(21) 定員191人以上	71	6720				
	ロ 自閉症児の場合	(1) 定員30人以下	71	6721				
		(2) 定員31人以上40人以下	71	6722				
		(3) 定員41人以上50人以下	71	6723				
		(4) 定員51人以上60人以下	71	6724				
		(5) 定員61人以上70人以下	71	6725				
		(6) 定員71人以上	71	6726				
	ハ 盲児の場合	(1) 定員5人	71	6727				
		(2) 定員6人以上9人以下	71	6728				
		(3) 定員10人	71	6729				
		(4) 定員11人以上15人以下	71	6730				
		(5) 定員16人以上20人以下	71	6731				
		(6) 定員21人以上25人以下	71	6732				
		(7) 定員26人以上30人以下	71	6733				
		(8) 定員31人以上35人以下	71	6734				
		(9) 定員36人以上40人以下	71	6735				
		(10) 定員41人以上50人以下	71	6736				
		(11) 定員51人以上60人以下	71	6737				
		(12) 定員61人以上70人以下	71	6738				
		(13) 定員71人以上80人以下	71	6739				
		(14) 定員81人以上90人以下	71	6740				
		(15) 定員91人以上	71	6741				

2. 障害児入所支援

加算部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
看護職員配置加算 (Ⅱ)	ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	71	6742						
		(2)定員6人以上9人以下	71	6743						
		(3)定員10人	71	6744						
		(4)定員11人以上15人以下	71	6745						
		(5)定員16人以上20人以下	71	6746						
		(6)定員21人以上25人以下	71	6747						
		(7)定員26人以上30人以下	71	6748						
		(8)定員31人以上35人以下	71	6749						
		(9)定員36人以上40人以下	71	6750						
		(10)定員41人以上50人以下	71	6751						
		(11)定員51人以上60人以下	71	6752						
		(12)定員61人以上70人以下	71	6753						
		(13)定員71人以上80人以下	71	6754						
		(14)定員81人以上90人以下	71	6755						
		(15)定員91人以上	71	6756						
	ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	71	6757						
		(2)定員51人以上60人以下	71	6758						
		(3)定員61人以上70人以下	71	6759						
		(4)定員71人以上	71	6760						
	児童指導員等加配 加算	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合	イ 知的障害児 の場合	(1)定員5人以上10人未満	71	7000				
				(2)定員10人	71	7001				
				(3)定員11人以上20人以下	71	7002				
				(4)定員21人以上30人以下	71	7003				
(5)定員31人以上40人以下				71	7004					
(6)定員41人以上50人以下				71	7005					
(7)定員51人以上60人以下				71	7006					
(8)定員61人以上70人以下				71	7007					
(9)定員71人以上80人以下				71	7008					
(10)定員81人以上90人以下				71	7009					
(11)定員91人以上100人以下				71	7010					
(12)定員101人以上110人以下				71	7011					
(13)定員111人以上120人以下				71	7012					
(14)定員121人以上130人以下				71	7013					
(15)定員131人以上140人以下				71	7014					
(16)定員141人以上150人以下				71	7015					
(17)定員151人以上160人以下				71	7016					
(18)定員161人以上170人以下				71	7017					
(19)定員171人以上180人以下				71	7018					
(20)定員181人以上190人以下				71	7019					
(21)定員191人以上				71	7020					
ロ 自閉症児の 場合		(1)定員30人以下	71	7021						
		(2)定員31人以上40人以下	71	7022						
		(3)定員41人以上50人以下	71	7023						
		(4)定員51人以上60人以下	71	7024						
		(5)定員61人以上70人以下	71	7025						
		(6)定員71人以上	71	7026						
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	71	7027							
	(2)定員6人以上9人以下	71	7028							

2. 障害児入所支援

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
児童指導員等加配加算	イ 専門職員(理学療法士等)の場合	ハ 盲児の場合	(3)定員10人	71	7029			
		(4)定員11人以上15人以下	71	7030				
		(5)定員16人以上20人以下	71	7031				
		(6)定員21人以上25人以下	71	7032				
		(7)定員26人以上30人以下	71	7033				
		(8)定員31人以上35人以下	71	7034				
		(9)定員36人以上40人以下	71	7035				
		(10)定員41人以上50人以下	71	7036				
		(11)定員51人以上60人以下	71	7037				
		(12)定員61人以上70人以下	71	7038				
		(13)定員71人以上80人以下	71	7039				
		(14)定員81人以上90人以下	71	7040				
		(15)定員91人以上	71	7041				
		ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	71	7042			
		(2)定員6人以上9人以下	71	7043				
	(3)定員10人	71	7044					
	(4)定員11人以上15人以下	71	7045					
	(5)定員16人以上20人以下	71	7046					
	(6)定員21人以上25人以下	71	7047					
	(7)定員26人以上30人以下	71	7048					
	(8)定員31人以上35人以下	71	7049					
	(9)定員36人以上40人以下	71	7050					
	(10)定員41人以上50人以下	71	7051					
	(11)定員51人以上60人以下	71	7052					
	(12)定員61人以上70人以下	71	7053					
	(13)定員71人以上80人以下	71	7054					
	(14)定員81人以上90人以下	71	7055					
	(15)定員91人以上	71	7056					
	ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	71	7057				
	(2)定員51人以上60人以下	71	7058					
	(3)定員61人以上70人以下	71	7059					
	(4)定員71人以上	71	7060					
	ロ 児童指導員等の場合	イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	71	7100			
			(2)定員10人	71	7101			
			(3)定員11人以上20人以下	71	7102			
			(4)定員21人以上30人以下	71	7103			
			(5)定員31人以上40人以下	71	7104			
			(6)定員41人以上50人以下	71	7105			
			(7)定員51人以上60人以下	71	7106			
			(8)定員61人以上70人以下	71	7107			
			(9)定員71人以上80人以下	71	7108			
			(10)定員81人以上90人以下	71	7109			
			(11)定員91人以上100人以下	71	7110			
			(12)定員101人以上110人以下	71	7111			
			(13)定員111人以上120人以下	71	7112			
(14)定員121人以上130人以下			71	7113				
(15)定員131人以上140人以下			71	7114				
(16)定員141人以上150人以下			71	7115				

2. 障害児入所支援

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
児童指導員等加配 加算	ロ 児童指導員 等の場合	イ 知的障害児 の場合	(17)定員151人以上160人以下	71	7116			
			(18)定員161人以上170人以下	71	7117			
			(19)定員171人以上180人以下	71	7118			
			(20)定員181人以上190人以下	71	7119			
			(21)定員191人以上	71	7120			
		ロ 自閉症児の 場合	(1)定員30人以下	71	7121			
			(2)定員31人以上40人以下	71	7122			
			(3)定員41人以上50人以下	71	7123			
			(4)定員51人以上60人以下	71	7124			
			(5)定員61人以上70人以下	71	7125			
			(6)定員71人以上	71	7126			
		ハ 盲児の場合	(1)定員5人	71	7127			
			(2)定員6人以上9人以下	71	7128			
			(3)定員10人	71	7129			
			(4)定員11人以上15人以下	71	7130			
			(5)定員16人以上20人以下	71	7131			
			(6)定員21人以上25人以下	71	7132			
			(7)定員26人以上30人以下	71	7133			
			(8)定員31人以上35人以下	71	7134			
			(9)定員36人以上40人以下	71	7135			
			(10)定員41人以上50人以下	71	7136			
			(11)定員51人以上60人以下	71	7137			
			(12)定員61人以上70人以下	71	7138			
			(13)定員71人以上80人以下	71	7139			
			(14)定員81人以上90人以下	71	7140			
			(15)定員91人以上	71	7141			
		ニ ろうあ児の 場合	(1)定員5人	71	7142			
			(2)定員6人以上9人以下	71	7143			
			(3)定員10人	71	7144			
			(4)定員11人以上15人以下	71	7145			
			(5)定員16人以上20人以下	71	7146			
			(6)定員21人以上25人以下	71	7147			
			(7)定員26人以上30人以下	71	7148			
			(8)定員31人以上35人以下	71	7149			
			(9)定員36人以上40人以下	71	7150			
			(10)定員41人以上50人以下	71	7151			
			(11)定員51人以上60人以下	71	7152			
			(12)定員61人以上70人以下	71	7153			
			(13)定員71人以上80人以下	71	7154			
			(14)定員81人以上90人以下	71	7155			
			(15)定員91人以上	71	7156			
		ホ 肢体不自由 児の場合	(1)定員50人以下	71	7157			
			(2)定員51人以上60人以下	71	7158			
			(3)定員61人以上70人以下	71	7159			
			(4)定員71人以上	71	7160			

2. 障害児入所支援

加算部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下	71	5380					
		(1)定員60人以下 (地方公共団体)	71	5381					
		(2)定員61人以上90人以下	71	5382					
		(2)定員61人以上90人以下 (地方公共団体)	71	5383					
		(3)定員91人以上	71	5384					
		(3)定員91人以上 (地方公共団体)	71	5385					
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下	71	5386					
		(1)定員60人以下 (地方公共団体)	71	5387					
		(2)定員61人以上90人以下	71	5388					
		(2)定員61人以上90人以下 (地方公共団体)	71	5389					
		(3)定員91人以上	71	5390					
		(3)定員91人以上 (地方公共団体)	71	5391					
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)		71	5020					
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)		71	5021					
入院時特別支援加算	イ 90日を超える入院期間が4日未満		71	5340					
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上		71	5341					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)		71	5492					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		71	5490					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)		71	5491					
地域移行加算			71	5480					
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	71	5130					
		(2)定員41人以上50人以下	71	5131					
		(3)定員51人以上60人以下	71	5132					
		(4)定員61人以上70人以下	71	5133					
		(5)定員71人以上80人以下	71	5134					
		(6)定員81人以上90人以下	71	5135					
		(7)定員91人以上100人以下	71	5136					
		(8)定員101人以上110人以下	71	5137					
		(9)定員111人以上120人以下	71	5138					
		(10)定員121人以上130人以下	71	5139					
		(11)定員131人以上140人以下	71	5140					
		(12)定員141人以上150人以下	71	5141					
		(13)定員151人以上160人以下	71	5142					
		(14)定員161人以上170人以下	71	5143					
		(15)定員171人以上180人以下	71	5144					
		(16)定員181人以上190人以下	71	5145					
		(17)定員191人以上	71	5146					
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	71	5200					
		(2)定員41人以上50人以下	71	5201					
		(3)定員51人以上60人以下	71	5202					
		(4)定員61人以上70人以下	71	5203					
		(5)定員71人以上80人以下	71	5204					
		(6)定員81人以上90人以下	71	5205					
		(7)定員91人以上100人以下	71	5206					
		(8)定員101人以上110人以下	71	5207					

2. 障害児入所支援

加算部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
栄養士配置加算	□ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(9)定員111人以上120人以下	71	5208					
		(10)定員121人以上130人以下	71	5209					
		(11)定員131人以上140人以下	71	5210					
		(12)定員141人以上150人以下	71	5211					
		(13)定員151人以上160人以下	71	5212					
		(14)定員161人以上170人以下	71	5213					
		(15)定員171人以上180人以下	71	5214					
		(16)定員181人以上190人以下	71	5215					
		(17)定員191人以上	71	5216					
栄養マネジメント加算			71	5485					
小規模グループケア加算			71	6590					
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) □ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	71	6621					
		□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	71	6616					
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	71	6596					
		ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	71	6601					
		ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	71	6606					
福祉・介護職員処遇改善特別加算			71	6611					
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) □ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	71	6772					
		□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	71	6773					

3. 医療型障害児入所支援

基本部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合	72	1111					
	(2) 肢体不自由児の場合	72	1121					
	(3) 重症心身障害児の場合	72	1131					
ロ 医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合	(一)最初の60日まで	72	1371				
		(二)61日目以降90日まで	72	1311				
		(三)91日目以降180日まで	72	1315				
		(四)181日目以降	72	1319				
	(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで	72	1381				
		(二)61日目以降90日まで	72	1331				
		(三)91日目以降180日まで	72	1335				
		(四)181日目以降	72	1339				
	(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで	72	1391				
		(二)61日目以降90日まで	72	1351				
		(三)91日目以降180日まで	72	1355				
		(四)181日目以降	72	1359				
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	72	1211					
	(2) 重症心身障害児の場合	72	1221					
ニ 指定発達支援医療機関で短期有目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで	72	1434				
		(二)61日目以降90日まで	72	1431				
		(三)91日目以降180日まで	72	1432				
		(四)181日目以降	72	1433				
	(2) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで	72	1454				
		(二)61日目以降90日まで	72	1451				
		(三)91日目以降180日まで	72	1452				
		(四)181日目以降	72	1453				

3. 医療型障害児入所支援

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
重度障害児支援 加算	(1) 自閉症児の場合	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ)	72	6200				
		ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ)	72	6201				
	(2) 肢体不自由児の場合	ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ)	72	6202				
		別に定める要件に合致する場合	72	6203				
重度重複障害児加算		72	5110					
乳幼児加算		72	5330					
心理担当職員配置加算		72	6280					
公認心理師の場合		72	6341					
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	72	5020					
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	72	5021					
福祉専門職員配 置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	72	5492					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	72	5490					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	72	5491					
保育職員加配加算		72	6750					
地域移行加算		72	5480					
小規模グループケア加算		72	6590					
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	72	6621					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	72	6616					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	72	6596					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	72	6601					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	72	6606					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		72	6611					
福祉・介護職員等 特定処遇改善加 算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	72	6772					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	72	6773					

4. 児童発達支援

基本部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1)定員30人以下	61	1111						
		(2)定員31人以上40人以下	61	1131						
		(3)定員41人以上50人以下	61	1151						
		(4)定員51人以上60人以下	61	1171						
		(5)定員61人以上70人以下	61	1191						
		(6)定員71人以上80人以下	61	1211						
		(7)定員81人以上	61	1231						
	ロ 難聴児の場合	(1)定員20人以下	61	1311						
		(2)定員21人以上30人以下	61	1321						
		(3)定員31人以上40人以下	61	1331						
		(4)定員41人以上	61	1341						
	ハ 重症心身障害児の場合	(1)定員15人以下	61	1411						
		(2)定員16人以上20人以下	61	1421						
		(3)定員21人以上	61	1431						
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	61	1511					
			(二)定員11人以上20人以下	61	1521					
			(三)定員21人以上	61	1531					
		(2)上記以外	(一)定員10人以下	61	2490					
			(二)定員11人以上20人以下	61	2570					
			(三)定員21人以上	61	2642					
	ホ 重症心身障害児の場合	(1)定員5人	61	1611						
		(2)定員6人	61	1641						
		(3)定員7人	61	1651						
		(4)定員8人	61	1661						
		(5)定員9人	61	1671						
		(6)定員10人	61	1621						
		(7)定員11人以上	61	1631						
ヘ 共生型児童発達支援給付費			61	2930						
ト 基準該当児童発達支援給付費	(1)基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)		61	2950						
	(2)基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)		61	2970						
有資格者を配置した場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	61	1787					
			(二)定員11人以上20人以下	61	1795					
			(三)定員21人以上	61	1803					
		(2)上記以外	(一)定員10人以下	61	2526					
			(二)定員11人以上20人以下	61	2606					
			(三)定員21人以上	61	2678					
開所時間減算(4時間未満)	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1)定員30人以下	61	1113						
		(2)定員31人以上40人以下	61	1133						
		(3)定員41人以上50人以下	61	1153						
		(4)定員51人以上60人以下	61	1173						
		(5)定員61人以上70人以下	61	1193						

4. 児童発達支援

基本部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
開所時間減算(4時間未満)	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(6)定員71人以上80人以下		61	1213						
		(7)定員81人以上		61	1233						
	ロ 難聴児の場合	(1)定員20人以下		61	1312						
		(2)定員21人以上30人以下		61	1322						
		(3)定員31人以上40人以下		61	1332						
		(4)定員41人以上		61	1342						
	ハ 重症心身障害児の場合	(1)定員15人以下		61	1412						
		(2)定員16人以上20人以下		61	1422						
		(3)定員21人以上		61	1432						
	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下		61	1512					
			(二)定員11人以上20人以下		61	1522					
			(三)定員21人以上		61	1532					
		(2)上記以外	(一)定員10人以下		61	2494					
			(二)定員11人以上20人以下		61	2574					
			(三)定員21人以上		61	2646					
	ホ 重症心身障害児の場合	(1)定員5人		61	1612						
		(2)定員6人		61	1642						
		(3)定員7人		61	1652						
		(4)定員8人		61	1662						
		(5)定員9人		61	1672						
(6)定員10人		61	1622								
(7)定員11人以上		61	1632								
ヘ 共生型児童発達支援給付費				61	2934						
ト 基準該当児童発達支援給付費	(1)基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)		61	2952							
	(2)基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)		61	2972							
有資格者を配置した場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下		61	1788					
			(二)定員11人以上20人以下		61	1796					
			(三)定員21人以上		61	1804					
		(2)上記以外	(一)定員10人以下		61	2530					
			(二)定員11人以上20人以下		61	2610					
			(三)定員21人以上		61	2682					
開所時間減算(4時間以上6時間未満)	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1)定員30人以下		61	1701						
		(2)定員31人以上40人以下		61	1709						
		(3)定員41人以上50人以下		61	1717						
		(4)定員51人以上60人以下		61	1725						

4. 児童発達支援

基本部分				サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
開所時間減算(4時間以上6時間未満)	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合		(5)定員61人以上70人以下	61	1733					
			(6)定員71人以上80人以下	61	1741					
			(7)定員81人以上	61	1749					
	ロ 難聴児の場合		(1)定員20人以下	61	1757					
			(2)定員21人以上30人以下	61	1761					
			(3)定員31人以上40人以下	61	1765					
			(4)定員41人以上	61	1769					
	ハ 重症心身障害児の場合		(1)定員15人以下	61	1773					
			(2)定員16人以上20人以下	61	1777					
			(3)定員21人以上	61	1781					
	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	61	1785					
			(二)定員11人以上20人以下	61	1793					
			(三)定員21人以上	61	1801					
		(2)上記以外	(一)定員10人以下	61	2498					
			(二)定員11人以上20人以下	61	2578					
			(三)定員21人以上	61	2650					
	ホ 重症心身障害児の場合		(1)定員5人	61	1615					
			(2)定員6人	61	1643					
			(3)定員7人	61	1653					
			(4)定員8人	61	1663					
			(5)定員9人	61	1673					
(6)定員10人			61	1625						
(7)定員11人以上			61	1635						
ヘ 共生型児童発達支援給付費				61	2938					
ト 基準該当児童発達支援給付費		(1)基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	61	2954						
		(2)基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	61	2974						
有資格者を配置した場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	61	1789					
			(二)定員11人以上20人以下	61	1797					
			(三)定員21人以上	61	1805					
		(2)上記以外	(一)定員10人以下	61	2534					
			(二)定員11人以上20人以下	61	2614					
			(三)定員21人以上	61	2686					

4. 児童発達支援

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
人工内耳装用児支援加算	児童発達支援センターで行う場合	ロ 難聴児の場合	(1)定員20人以下	61	5500				
			(2)定員21人以上30人以下	61	5501				
			(3)定員31人以上40人以下	61	5502				
			(4)定員41人以上	61	5503				
児童指導員等加配加算(Ⅰ)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1)定員30人以下	61	4000				
			(2)定員31人以上40人以下	61	4001				
			(3)定員41人以上50人以下	61	4002				
			(4)定員51人以上60人以下	61	4003				
			(5)定員61人以上70人以下	61	4004				
			(6)定員71人以上80人以下	61	4005				
			(7)定員81人以上	61	4006				
		ロ 難聴児の場合	(1)定員20人以下	61	4007				
			(2)定員21人以上30人以下	61	4008				
			(3)定員31人以上40人以下	61	4009				
			(4)定員41人以上	61	4010				
		ハ 重症心身障害児の場合	(1)定員15人以下	61	4011				
			(2)定員16人以上20人以下	61	4012				
			(3)定員21人以上	61	4013				
		ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	61	4014			
				(二)定員11人以上20人以下	61	4015			
				(三)定員21人以上	61	4016			
			(2)上記以外	(一)定員10人以下	61	4017			
				(二)定員11人以上20人以下	61	4018			
				(三)定員21人以上	61	4019			
		ホ 重症心身障害児の場合	(1)定員5人	61	4020				
			(2)定員6人	61	4021				
			(3)定員7人	61	4022				
			(4)定員8人	61	4023				
			(5)定員9人	61	4024				
			(6)定員10人	61	4025				
(7)定員11人以上	61		4026						

4. 児童発達支援

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
児童指導員等加配加算(Ⅰ)	(2) 児童指導員等の場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下	61	4030				
			(2) 定員31人以上40人以下	61	4031				
			(3) 定員41人以上50人以下	61	4032				
			(4) 定員51人以上60人以下	61	4033				
			(5) 定員61人以上70人以下	61	4034				
			(6) 定員71人以上80人以下	61	4035				
			(7) 定員81人以上	61	4036				
		ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下	61	4037				
			(2) 定員21人以上30人以下	61	4038				
			(3) 定員31人以上40人以下	61	4039				
			(4) 定員41人以上	61	4040				
		ハ 重症心身障害児の場合	(1) 定員15人以下	61	4041				
			(2) 定員16人以上20人以下	61	4042				
			(3) 定員21人以上	61	4043				
		ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 主に未就学児	(一) 定員10人以下	61	4044			
				(二) 定員11人以上20人以下	61	4045			
				(三) 定員21人以上	61	4046			
			(2) 上記以外	(一) 定員10人以下	61	4047			
				(二) 定員11人以上20人以下	61	4048			
				(三) 定員21人以上	61	4049			
		ホ 重症心身障害児の場合	(1) 定員5人	61	4050				
			(2) 定員6人	61	4051				
			(3) 定員7人	61	4052				
			(4) 定員8人	61	4053				
			(5) 定員9人	61	4054				
			(6) 定員10人	61	4055				
			(7) 定員11人以上	61	4056				
		(3) その他の従業者の場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下	61	4060			
	(2) 定員31人以上40人以下			61	4061				
	(3) 定員41人以上50人以下			61	4062				
	(4) 定員51人以上60人以下			61	4063				
	(5) 定員61人以上70人以下			61	4064				
(6) 定員71人以上80人以下	61			4065					
(7) 定員81人以上	61			4066					

4. 児童発達支援

加算部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
児童指導員等加配加算(Ⅰ)	(3) その他の従業者の場合	ロ 難聴児の場合	(1)定員20人以下	61	4067					
			(2)定員21人以上30人以下	61	4068					
			(3)定員31人以上40人以下	61	4069					
			(4)定員41人以上	61	4070					
		ハ 重症心身障害児の場合	(1)定員15人以下	61	4071					
			(2)定員16人以上20人以下	61	4072					
			(3)定員21人以上	61	4073					
		ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	61	4074				
				(二)定員11人以上20人以下	61	4075				
				(三)定員21人以上	61	4076				
			(2)上記以外	(一)定員10人以下	61	4077				
				(二)定員11人以上20人以下	61	4078				
				(三)定員21人以上	61	4079				
		ホ 重症心身障害児の場合	(1)定員5人	61	4080					
			(2)定員6人	61	4081					
			(3)定員7人	61	4082					
(4)定員8人	61		4083							
(5)定員9人	61		4084							
(6)定員10人	61		4085							
(7)定員11人以上	61		4086							
児童指導員等加配加算(Ⅱ)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	61	4090				
				(二)定員11人以上20人以下	61	4091				
				(三)定員21人以上	61	4092				
	(2) 児童指導員等の場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	61	4093				
				(二)定員11人以上20人以下	61	4094				
				(三)定員21人以上	61	4095				
	(3) その他の従業者の場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	61	4096				
				(二)定員11人以上20人以下	61	4097				
				(三)定員21人以上	61	4098				
看護職員加配加算	イ 看護職員加配加算(Ⅰ)	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1)定員30人以下	61	4100					
			(2)定員31人以上40人以下	61	4101					
			(3)定員41人以上50人以下	61	4102					
			(4)定員51人以上60人以下	61	4103					
			(5)定員61人以上70人以下	61	4104					
			(6)定員71人以上80人以下	61	4105					
			(7)定員81人以上	61	4106					

4. 児童発達支援

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数		
看護職員加配加算 イ 看護職員加配加算(I)	ロ 難聴児の場合	(1)定員20人以下	61	4107						
		(2)定員21人以上30人以下	61	4108						
		(3)定員31人以上40人以下	61	4109						
		(4)定員41人以上	61	4110						
		ハ 重症心身障害児の場合	(1)定員15人以下	61	4111					
			(2)定員16人以上20人以下	61	4112					
			(3)定員21人以上	61	4113					
		ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	61	4114				
				(二)定員11人以上20人以下	61	4115				
				(三)定員21人以上	61	4116				
			(2)上記以外	(一)定員10人以下	61	4117				
				(二)定員11人以上20人以下	61	4118				
	(三)定員21人以上			61	4119					
	ホ 重症心身障害児の場合	(1)定員5人	61	4120						
		(2)定員6人	61	4121						
		(3)定員7人	61	4122						
		(4)定員8人	61	4123						
		(5)定員9人	61	4124						
		(6)定員10人	61	4125						
		(7)定員11人以上	61	4126						
	看護職員加配加算(II)	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1)定員30人以下	61	4130					
			(2)定員31人以上40人以下	61	4131					
			(3)定員41人以上50人以下	61	4132					
			(4)定員51人以上60人以下	61	4133					
			(5)定員61人以上70人以下	61	4134					
			(6)定員71人以上80人以下	61	4135					
			(7)定員81人以上	61	4136					
			ロ 難聴児の場合	(1)定員20人以下	61	4137				
				(2)定員21人以上30人以下	61	4138				
				(3)定員31人以上40人以下	61	4139				
				(4)定員41人以上	61	4140				
			ハ 重症心身障害児の場合	(1)定員15人以下	61	4141				
				(2)定員16人以上20人以下	61	4142				
(3)定員21人以上				61	4143					

4. 児童発達支援

加算部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
看護職員加配加算	□ 看護職員加配加算(Ⅱ)	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	61	4144				
				(二)定員11人以上20人以下	61	4145				
				(三)定員21人以上	61	4146				
			(2)上記以外	(一)定員10人以下	61	4147				
				(二)定員11人以上20人以下	61	4148				
				(三)定員21人以上	61	4149				
		ホ 重症心身障害児の場合	(1)定員5人	61	4150					
			(2)定員6人	61	4151					
			(3)定員7人	61	4152					
			(4)定員8人	61	4153					
			(5)定員9人	61	4154					
			(6)定員10人	61	4155					
	ハ 看護職員加配加算(Ⅲ)	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1)定員30人以下	61	4160					
			(2)定員31人以上40人以下	61	4161					
			(3)定員41人以上50人以下	61	4162					
			(4)定員51人以上60人以下	61	4163					
			(5)定員61人以上70人以下	61	4164					
			(6)定員71人以上80人以下	61	4165					
		ロ 難聴児の場合	(1)定員20人以下	61	4167					
			(2)定員21人以上30人以下	61	4168					
			(3)定員31人以上40人以下	61	4169					
			(4)定員41人以上	61	4170					
		ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)主に未就学児	(一)定員10人以下	61	4171				
				(二)定員11人以上20人以下	61	4172				
(三)定員21人以上	61			4173						
(2)上記以外	(一)定員10人以下		61	4174						
	(二)定員11人以上20人以下		61	4175						
	(三)定員21人以上		61	4176						
共生型サービス体制強化加算	ヘ 共生型児童発達支援給付費	イ 児発管かつ保育士又は児童指導員の場合	61	4180						
		ロ 児発管の場合	61	4181						
		ハ 保育士又は児童指導員の場合	61	4182						
家庭連携加算	イ 1時間未満	61	5350							
	ロ 1時間以上	61	5351							
事業所内相談支援加算				61	6805					

4. 児童発達支援

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
訪問支援特別加算	イ 1時間未満	61	5360						
	ロ 1時間以上	61	5361						
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	61	5310						
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	61	5311						
利用者負担上限額管理加算		61	5370						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	61	5492						
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	61	5490						
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	61	5491						
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	61	5130					
		(2)定員41人以上50人以下	61	5131					
		(3)定員51人以上60人以下	61	5132					
		(4)定員61人以上70人以下	61	5133					
		(5)定員71人以上80人以下	61	5134					
		(6)定員81人以上	61	5135					
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	61	5200					
		(2)定員41人以上50人以下	61	5201					
		(3)定員51人以上60人以下	61	5202					
		(4)定員61人以上70人以下	61	5203					
		(5)定員71人以上80人以下	61	5204					
		(6)定員81人以上	61	5205					
欠席時対応加算		61	5495						
特別支援加算		61	6220						
強度行動障害児支援加算		61	6225						
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	61	6230						
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	61	6231						
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	61	9992						
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	61	6233						
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	61	6234						
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	61	6235						
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	61	6240						
	同一敷地内の場合	61	6423						
	ロ 重症心身障害児の場合	61	6241						
	同一敷地内の場合	61	6424						
	一定の条件を満たす場合	61	6422						
延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満	61	6250					
		(2) 1時間以上2時間未満	61	6251					
		(3) 2時間以上	61	6252					
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	61	6253					
		(2) 1時間以上2時間未満	61	6254					
		(3) 2時間以上	61	6255					
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	61	6760						
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	61	6761						

4. 児童発達支援

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
保育・教育等移行支援加算		61	6765					
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	61	6621					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	61	6616					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	61	6596					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	61	6601					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	61	6606					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		61	6611					
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	61	6772					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	61	6773					

5. 医療型児童発達支援

基本部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ	肢体不自由児の場合	62	1111					
	ロ	重症心身障害児の場合	62	1121					
指定発達支援医療機関で行う場合	ハ	肢体不自由児の場合	62	1211					
	ニ	重症心身障害児の場合	62	1221					
開所時間減算(4時間未満)	医療型児童発達支援センターで行う場合	イ	肢体不自由児の場合	62	1112				
		ロ	重症心身障害児の場合	62	1122				
	指定発達支援医療機関で行う場合	ハ	肢体不自由児の場合	62	1212				
		ニ	重症心身障害児の場合	62	1222				
開所時間減算(4時間以上6時間未満)	医療型児童発達支援センターで行う場合	イ	肢体不自由児の場合	62	1131				
		ロ	重症心身障害児の場合	62	1135				
	指定発達支援医療機関で行う場合	ハ	肢体不自由児の場合	62	1213				
		ニ	重症心身障害児の場合	62	1223				

5. 医療型児童発達支援

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
家庭連携加算	イ 1時間未満	62	5350					
	ロ 1時間以上	62	5351					
事業所内相談支援加算		62	6805					
訪問支援特別加算	イ 1時間未満	62	5360					
	ロ 1時間以上	62	5361					
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	62	5310					
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	62	5311					
利用者負担上限額管理加算		62	5370					
福祉専門職員配置 等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	62	5492					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	62	5490					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	62	5491					
欠席時対応加算		62	5495					
特別支援加算		62	6220					
送迎加算(重症心身障害児に限る)		62	6240					
	同一敷地内の場合	62	6241					
保育職員加配加算		62	6750					
	一定の条件を満たす場合	62	6751					
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合	(1) 1時間未満	62	6250				
		(2) 1時間以上2時間未満	62	6251				
		(3) 2時間以上	62	6252				
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	62	6253				
		(2) 1時間以上2時間未満	62	6254				
		(3) 2時間以上	62	6255				
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	62	6760					
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	62	6761					
保育・教育等移行支援加算		62	6765					
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	62	6621					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	62	6616					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	62	6596					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	62	6601					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	62	6606					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		62	6611					
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	62	6772					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	62	6773					

6. 放課後等デイサービス

基本部分			サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	1111					
		(二)定員11人以上20人以下	63	1121					
		(三)定員21人以上	63	1131					
	(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	1271					
		(二)定員11人以上20人以下	63	1381					
		(三)定員21人以上	63	1481					
	(3)区分2の1	(一)定員10人以下	63	1511					
		(二)定員11人以上20人以下	63	1541					
		(三)定員21人以上	63	1571					
	(4)区分2の2	(一)定員10人以下	63	1601					
		(二)定員11人以上20人以下	63	1631					
		(三)定員21人以上	63	1661					
ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	1211					
		(二)定員11人以上20人以下	63	1221					
		(三)定員21人以上	63	1231					
	(2)区分2	(一)定員10人以下	63	1901					
		(二)定員11人以上20人以下	63	1981					
		(三)定員21人以上	63	2061					
ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	63	1311						
	(二)定員6人	63	1341						
	(三)定員7人	63	1351						
	(四)定員8人	63	1361						
	(五)定員9人	63	1371						
	(六)定員10人	63	1321						
	(七)定員11人以上	63	1331						
ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人	63	1411						
	(二)定員6人	63	1441						
	(三)定員7人	63	1451						
	(四)定員8人	63	1461						
	(五)定員9人	63	1471						
	(六)定員10人	63	1421						
	(七)定員11人以上	63	1431						
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	授業終了後に行う場合		63	2431					
	休業日に行う場合		63	2441					
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	授業終了後に行う場合	63	2461					
		休業日に行う場合	63	2467					
	(2)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	授業終了後に行う場合	63	2491					
		休業日に行う場合	63	2493					
配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	9111					
		(二)定員11人以上20人以下	63	9121					
		(三)定員21人以上	63	9131					
	(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	9451					
		(二)定員11人以上20人以下	63	9501					
		(三)定員21人以上	63	9551					
	(3)区分2の1	(一)定員10人以下	63	9601					
		(二)定員11人以上20人以下	63	9651					
		(三)定員21人以上	63	9701					

6. 放課後等デイサービス

基本部分			サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(4)区分2の2	(一)定員10人以下	63	9751				
			(二)定員11人以上20人以下	63	9801				
			(三)定員21人以上	63	9851				
	ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	9211				
			(二)定員11人以上20人以下	63	9221				
			(三)定員21人以上	63	9231				
		(2)区分2	(一)定員10人以下	63	C337				
			(二)定員11人以上20人以下	63	C481				
			(三)定員21人以上	63	C625				
	ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	授業終了後に行う場合	63	C769				
休業日に行う場合			63	C781					
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	E001				
			(二)定員11人以上20人以下	63	E049				
			(三)定員21人以上	63	E097				
		(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	E145				
			(二)定員11人以上20人以下	63	E193				
			(三)定員21人以上	63	E241				
		(3)区分2の1	(一)定員10人以下	63	E289				
			(二)定員11人以上20人以下	63	E337				
			(三)定員21人以上	63	E385				
		(4)区分2の2	(一)定員10人以下	63	E433				
			(二)定員11人以上20人以下	63	E481				
			(三)定員21人以上	63	E529				
	ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	E577				
			(二)定員11人以上20人以下	63	E721				
			(三)定員21人以上	63	E865				
		(2)区分2	(一)定員10人以下	63	F010				
			(二)定員11人以上20人以下	63	F154				
			(三)定員21人以上	63	F298				
	ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	授業終了後に行う場合	63	F442				
			休業日に行う場合	63	F454				
有資格者を配置した場合	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	1113				
			(二)定員11人以上20人以下	63	1123				
			(三)定員21人以上	63	1133				
		(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	1283				
			(二)定員11人以上20人以下	63	1393				
			(三)定員21人以上	63	1493				
		(3)区分2の1	(一)定員10人以下	63	1523				
			(二)定員11人以上20人以下	63	1553				
			(三)定員21人以上	63	1583				
		(4)区分2の2	(一)定員10人以下	63	1613				
			(二)定員11人以上20人以下	63	1643				
			(三)定員21人以上	63	1673				

6. 放課後等デイサービス

基本部分				サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
有資格者を配置した 場合	ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	1217						
			(二)定員11人以上20人以下	63	1227						
			(三)定員21人以上	63	1237						
		(2)区分2	(一)定員10人以下	63	1937						
			(二)定員11人以上20人以下	63	2017						
			(三)定員21人以上	63	2097						
	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	9113					
				(二)定員11人以上20人以下	63	9123					
				(三)定員21人以上	63	9133					
			(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	9463					
				(二)定員11人以上20人以下	63	9513					
				(三)定員21人以上	63	9563					
			(3)区分2の1	(一)定員10人以下	63	9613					
				(二)定員11人以上20人以下	63	9663					
				(三)定員21人以上	63	9713					
			(4)区分2の2	(一)定員10人以下	63	9763					
				(二)定員11人以上20人以下	63	9813					
				(三)定員21人以上	63	9863					
ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	9217							
		(二)定員11人以上20人以下	63	9227							
		(三)定員21人以上	63	9237							
	(2)区分2	(一)定員10人以下	63	C373							
		(二)定員11人以上20人以下	63	C517							
		(三)定員21人以上	63	C661							

6. 放課後等デイサービス

基本部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
有資格者を配置した場合	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	E013				
				(二)定員11人以上20人以下	63	E061				
				(三)定員21人以上	63	E109				
			(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	E157				
				(二)定員11人以上20人以下	63	E205				
				(三)定員21人以上	63	E253				
			(3)区分2の1	(一)定員10人以下	63	E301				
				(二)定員11人以上20人以下	63	E349				
				(三)定員21人以上	63	E397				
			(4)区分2の2	(一)定員10人以下	63	E445				
				(二)定員11人以上20人以下	63	E493				
				(三)定員21人以上	63	E541				
		ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	E613				
				(二)定員11人以上20人以下	63	E757				
				(三)定員21人以上	63	E901				
			(2)区分2	(一)定員10人以下	63	F046				
				(二)定員11人以上20人以下	63	F190				
				(三)定員21人以上	63	F334				
開所時間減算(4時間未満)	ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	1212					
			(二)定員11人以上20人以下	63	1222					
			(三)定員21人以上	63	1232					
		(2)区分2	(一)定員10人以下	63	1903					
			(二)定員11人以上20人以下	63	1983					
			(三)定員21人以上	63	2063					
		ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人	63	1412					
			(二)定員6人	63	1442					
			(三)定員7人	63	1452					
	(四)定員8人		63	1462						
	(五)定員9人		63	1472						
	(六)定員10人		63	1422						
	(七)定員11人以上		63	1432						
	ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	休業日に行う場合	63	2443						
	ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	休業日に行う場合	63	2469					
		(2)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	休業日に行う場合	63	2495					

6. 放課後等デイサービス

基本部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
開所時間減算(4時間未満)	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	□ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	9212					
				(二)定員11人以上20人以下	63	9222					
				(三)定員21人以上	63	9232					
		(2)区分2	(一)定員10人以下	63	C339						
			(二)定員11人以上20人以下	63	C483						
			(三)定員21人以上	63	C627						
	ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	休業日に行う場合	63	C783						
	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	□ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	E579					
					(二)定員11人以上20人以下	63	E723				
(三)定員21人以上					63	E867					
(2)区分2			(一)定員10人以下	63	F012						
			(二)定員11人以上20人以下	63	F156						
			(三)定員21人以上	63	F300						
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費		(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	休業日に行う場合	63	F456						
有資格者を配置した場合		□ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	1218					
				(二)定員11人以上20人以下	63	1228					
	(三)定員21人以上			63	1238						
	(2)区分2		(一)定員10人以下	63	1939						
			(二)定員11人以上20人以下	63	2019						
			(三)定員21人以上	63	2099						
有資格者を配置した場合	□ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	9218						
			(二)定員11人以上20人以下	63	9228						
			(三)定員21人以上	63	9238						
		(2)区分2	(一)定員10人以下	63	C375						
			(二)定員11人以上20人以下	63	C519						
			(三)定員21人以上	63	C663						
配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	□ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	E615						
			(二)定員11人以上20人以下	63	E759						
			(三)定員21人以上	63	E903						
		(2)区分2	(一)定員10人以下	63	F048						
			(二)定員11人以上20人以下	63	F192						
			(三)定員21人以上	63	F336						
有資格者を配置した場合	□ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	E615						
			(二)定員11人以上20人以下	63	E759						
			(三)定員21人以上	63	E903						
		(2)区分2	(一)定員10人以下	63	F048						
			(二)定員11人以上20人以下	63	F192						
			(三)定員21人以上	63	F336						

6. 放課後等デイサービス

基本部分				サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
開所時間減算(4時間以上6時間未満)	ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	1215					
			(二)定員11人以上20人以下	63	1225					
			(三)定員21人以上	63	1235					
		(2)区分2	(一)定員10人以下	63	1905					
			(二)定員11人以上20人以下	63	1985					
			(三)定員21人以上	63	2065					
	ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人	63	1415						
		(二)定員6人	63	1443						
		(三)定員7人	63	1453						
		(四)定員8人	63	1463						
		(五)定員9人	63	1473						
		(六)定員10人	63	1425						
		(七)定員11人以上	63	1435						
	ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	休業日に行う場合		63	2445					
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	休業日に行う場合	63	2471						
	(2)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	休業日に行う場合	63	2497						
配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	9215					
			(二)定員11人以上20人以下	63	9225					
			(三)定員21人以上	63	9235					
		(2)区分2	(一)定員10人以下	63	C341					
			(二)定員11人以上20人以下	63	C485					
			(三)定員21人以上	63	C629					
	ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	休業日に行う場合	63	C785					
		(1)区分1	(一)定員10人以下	63	E581					
			(二)定員11人以上20人以下	63	E725					
			(三)定員21人以上	63	E869					
(2)区分2	(一)定員10人以下	63	F014							
	(二)定員11人以上20人以下	63	F158							
	(三)定員21人以上	63	F302							
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	休業日に行う場合	63	F458						

6. 放課後等デイサービス

基本部分				サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
開所時間減算(4時間以上6時間未満)	有資格者を配置した場合	□ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	1219				
				(二)定員11人以上20人以下	63	1229				
				(三)定員21人以上	63	1239				
			(2)区分2	(一)定員10人以下	63	1941				
				(二)定員11人以上20人以下	63	2021				
				(三)定員21人以上	63	2101				
	有資格者を配置した場合 配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	□ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	9219				
				(二)定員11人以上20人以下	63	9229				
				(三)定員21人以上	63	9239				
			(2)区分2	(一)定員10人以下	63	C377				
				(二)定員11人以上20人以下	63	C521				
				(三)定員21人以上	63	C665				
有資格者を配置した場合 児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	□ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	E617					
			(二)定員11人以上20人以下	63	E761					
			(三)定員21人以上	63	E905					
		(2)区分2	(一)定員10人以下	63	F050					
			(二)定員11人以上20人以下	63	F194					
			(三)定員21人以上	63	F338					

6. 放課後等デイサービス

加算部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
児童指導員等加配加算(I)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	4000				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4001				
				(三)定員21人以上	63	4002				
			(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	4003				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4004				
				(三)定員21人以上	63	4005				
			(3)区分2の1	(一)定員10人以下	63	4006				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4007				
				(三)定員21人以上	63	4008				
		(4)区分2の2	(一)定員10人以下	63	4009					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4010					
			(三)定員21人以上	63	4011					
		ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	4012				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4013				
				(三)定員21人以上	63	4014				
	(2)区分2		(一)定員10人以下	63	4015					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4016					
			(三)定員21人以上	63	4017					
	ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	63	4018						
		(二)定員6人	63	4019						
		(三)定員7人	63	4020						
		(四)定員8人	63	4021						
		(五)定員9人	63	4022						
		(六)定員10人	63	4023						
		(七)定員11人以上	63	4024						
	ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人	63	4025						
		(二)定員6人	63	4026						
		(三)定員7人	63	4027						
		(四)定員8人	63	4028						
		(五)定員9人	63	4029						
		(六)定員10人	63	4030						
(七)定員11人以上		63	4031							

6. 放課後等デイサービス

加算部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
児童指導員等加配加算(I)	(2) 児童指導員等の場合	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	4040				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4041				
				(三)定員21人以上	63	4042				
			(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	4043				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4044				
				(三)定員21人以上	63	4045				
			(3)区分2の1	(一)定員10人以下	63	4046				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4047				
				(三)定員21人以上	63	4048				
		(4)区分2の2	(一)定員10人以下	63	4049					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4050					
			(三)定員21人以上	63	4051					
		ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	4052				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4053				
				(三)定員21人以上	63	4054				
	(2)区分2		(一)定員10人以下	63	4055					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4056					
			(三)定員21人以上	63	4057					
	ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	63	4058						
		(二)定員6人	63	4059						
		(三)定員7人	63	4060						
		(四)定員8人	63	4061						
		(五)定員9人	63	4062						
		(六)定員10人	63	4063						
		(七)定員11人以上	63	4064						
	ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人	63	4065						
		(二)定員6人	63	4066						
		(三)定員7人	63	4067						
(四)定員8人		63	4068							
(五)定員9人		63	4069							
(六)定員10人		63	4070							
(七)定員11人以上		63	4071							

6. 放課後等デイサービス

加算部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数	
児童指導員等加配加算(I)	(3) その他の従業者の場合	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	4081					
				(二)定員11人以上20人以下	63	4082					
				(三)定員21人以上	63	4083					
			(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	4084					
				(二)定員11人以上20人以下	63	4085					
				(三)定員21人以上	63	4086					
			(3)区分2の1	(一)定員10人以下	63	4087					
				(二)定員11人以上20人以下	63	4088					
				(三)定員21人以上	63	4089					
			(4)区分2の2	(一)定員10人以下	63	4090					
				(二)定員11人以上20人以下	63	4091					
				(三)定員21人以上	63	4092					
		ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	4093					
				(二)定員11人以上20人以下	63	4094					
				(三)定員21人以上	63	4095					
			(2)区分2	(一)定員10人以下	63	4096					
				(二)定員11人以上20人以下	63	4097					
				(三)定員21人以上	63	4098					
		ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	63	4099						
			(二)定員6人	63	4100						
			(三)定員7人	63	4101						
			(四)定員8人	63	4102						
			(五)定員9人	63	4103						
			(六)定員10人	63	4104						
			(七)定員11人以上	63	4105						
		ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人	63	4106						
			(二)定員6人	63	4107						
			(三)定員7人	63	4108						
			(四)定員8人	63	4109						
			(五)定員9人	63	4110						
(六)定員10人	63		4111								
(七)定員11人以上	63		4112								

6. 放課後等デイサービス

加算部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
児童指導員等加配加算(Ⅱ)	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	4120				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4121				
				(三)定員21人以上	63	4122				
			(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	4123				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4124				
				(三)定員21人以上	63	4125				
		ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	4126				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4127				
				(三)定員21人以上	63	4128				
	(2) 児童指導員等の場合	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	4130				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4131				
				(三)定員21人以上	63	4132				
			(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	4133				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4134				
				(三)定員21人以上	63	4135				
		ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	4136				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4137				
				(三)定員21人以上	63	4138				
(3) その他の従業者の場合	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	4140					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4141					
			(三)定員21人以上	63	4142					
		(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	4143					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4144					
			(三)定員21人以上	63	4145					
	ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	4146					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4147					
			(三)定員21人以上	63	4148					

6. 放課後等デイサービス

加算部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
看護職員加配加算	イ 看護職員加配加算(I)	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	4200				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4201				
				(三)定員21人以上	63	4202				
			(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	4203				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4204				
				(三)定員21人以上	63	4205				
			(3)区分2の1	(一)定員10人以下	63	4206				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4207				
				(三)定員21人以上	63	4208				
			(4)区分2の2	(一)定員10人以下	63	4209				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4210				
				(三)定員21人以上	63	4211				
		ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	4212				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4213				
				(三)定員21人以上	63	4214				
			(2)区分2	(一)定員10人以下	63	4215				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4216				
				(三)定員21人以上	63	4217				
		ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	63	4218					
			(二)定員6人	63	4219					
			(三)定員7人	63	4220					
			(四)定員8人	63	4221					
			(五)定員9人	63	4222					
			(六)定員10人	63	4223					
			(七)定員11人以上	63	4224					
		ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人	63	4225					
			(二)定員6人	63	4226					
			(三)定員7人	63	4227					
			(四)定員8人	63	4228					
			(五)定員9人	63	4229					
			(六)定員10人	63	4230					
(七)定員11人以上	63		4231							

6. 放課後等デイサービス

加算部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
看護職員加配加算 ロ 看護職員加配加算(Ⅱ)	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	4240					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4241					
			(三)定員21人以上	63	4242					
		(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	4243					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4244					
			(三)定員21人以上	63	4245					
		(3)区分2の1	(一)定員10人以下	63	4246					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4247					
			(三)定員21人以上	63	4248					
		(4)区分2の2	(一)定員10人以下	63	4249					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4250					
			(三)定員21人以上	63	4251					
	ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	4252					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4253					
			(三)定員21人以上	63	4254					
		(2)区分2	(一)定員10人以下	63	4255					
			(二)定員11人以上20人以下	63	4256					
			(三)定員21人以上	63	4257					
	ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	63	4258						
		(二)定員6人	63	4259						
		(三)定員7人	63	4260						
		(四)定員8人	63	4261						
		(五)定員9人	63	4262						
		(六)定員10人	63	4263						
		(七)定員11人以上	63	4264						
	ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人	63	4265						
		(二)定員6人	63	4266						
		(三)定員7人	63	4267						
		(四)定員8人	63	4268						
		(五)定員9人	63	4269						
		(六)定員10人	63	4270						
		(七)定員11人以上	63	4271						

6. 放課後等デイサービス

加算部分				サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
看護職員加配加算	ハ 看護職員加配加算(Ⅲ)	イ 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(1)区分1の1	(一)定員10人以下	63	4280				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4281				
				(三)定員21人以上	63	4282				
			(2)区分1の2	(一)定員10人以下	63	4283				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4284				
				(三)定員21人以上	63	4285				
			(3)区分2の1	(一)定員10人以下	63	4286				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4287				
				(三)定員21人以上	63	4288				
			(4)区分2の2	(一)定員10人以下	63	4289				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4290				
				(三)定員21人以上	63	4291				
		ロ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(1)区分1	(一)定員10人以下	63	4292				
				(二)定員11人以上20人以下	63	4293				
				(三)定員21人以上	63	4294				
			(2)区分2	(一)定員10人以下	63	4295				
(二)定員11人以上20人以下	63			4296						
(三)定員21人以上	63			4297						
共生型サービス体制強化加算	ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	イ 児発管かつ保育士又は児童指導員の場合	63	4300						
		ロ 児発管の場合	63	4301						
		ハ 保育士又は児童指導員の場合	63	4302						
家庭連携加算	イ 1時間未満	63	5350							
	ロ 1時間以上	63	5351							
事業所内相談支援加算				63	6805					
訪問支援特別加算	イ 1時間未満	63	5360							
	ロ 1時間以上	63	5361							
利用者負担上限額管理加算				63	5370					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	63	5492							
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	63	5490							
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	63	5491							
欠席時対応加算				63	5495					
特別支援加算				63	6220					
強度行動障害児支援加算				63	6225					

6. 放課後等デイサービス

加算部分		サービス種類	サービス項目コード	サービス単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	63	6230					
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	63	6231					
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	63	9992					
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	63	6233					
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	63	6234					
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	63	6235					
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	63	6240					
	同一敷地内の場合	63	6243					
	ロ 重症心身障害児の場合	63	6241					
	同一敷地内の場合	63	6244					
	一定の条件を満たす場合	63	6242					
延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満	63	6250				
		(2) 1時間以上2時間未満	63	6251				
		(3) 2時間以上	63	6252				
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	63	6253				
		(2) 1時間以上2時間未満	63	6254				
		(3) 2時間以上	63	6255				
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	63	6760					
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	63	6761					
保育・教育等移行支援加算		63	6765					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	63	6621					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	63	6616					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	63	6596					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	63	6601					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	63	6606					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		63	6611					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	63	6772					
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	63	6773					

7. 居宅訪問型児童発達支援

基本部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
居宅訪問型児童発達支援給付費		65	1111					
専門職員が支援を行う場合	居宅訪問型児童発達支援給付費	65	1117					

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
特別地域加算		65	6770					
通所施設移行支援加算		65	6470					
利用者負担上限額管理加算		65	5370					
福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	65	6621					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	65	6616					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	65	6596					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	65	6601					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	65	6606					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		65	6611					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算		65	6771					

8. 保育所等訪問支援

基本部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
保育所等訪問支援給付費		64	1111					
一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合		64	1112					
専門職員が支援を行う場合	保育所等訪問支援給付費	64	1115					
	一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	64	1116					

加算部分		サービス 種類	サービス 項目コード	サービス 単位数	算定回数	費用額	利用者数	事業所数
特別地域加算		64	6770					
初回加算		64	6020					
家庭連携加算	イ 1時間未満	64	5350					
	ロ 1時間以上	64	5351					
利用者負担上限額管理加算		64	5370					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	64	6621					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	64	6616					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	64	6596					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	64	6601					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	64	6606					
福祉・介護職員処遇改善特別加算		64	6611					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算		64	6771					

		11:居宅介護			12:重度訪問介護			13:行動援護			14:重度包括			15:同行援護			21:療養介護										
		設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報						
基本部分	基本1	居宅介護における身体介護	○	○	○時間数※2	重度障害者等の場合	○	○	○時間数※2	行動援護	○	○	○時間数※2	算定単位数	○※1		○時間数※2	身体介護を伴う場合	○	○	○時間数※2	療養介護サービス費	○	○	○日数		
	基本2	通院等介助(身体介護を伴う場合)	○	○	○時間数※2	障害支援区分6に該当する者の場合	○	○	○時間数※2					訪問系	○※2	○※2	○時間数※2	身体介護を伴わない場合	○	○	○時間数※2	経過的療養介護サービス費	○	○	○日数		
	基本3	家事援助	○	○	○時間数※2	その他	○	○	○時間数※2					通所系	○※2	○※2	○時間数※2	同行援護	○	○	○時間数※2						
	基本4	通院等介助(身体介護を伴わない場合)	○	○	○時間数※2	重度障害者等の場合(病院等)	○	○	○時間数※2					短期入所	○※2※3	○※2	○日数※2										
	基本5	通院等乗降介助	○	○	○回数	障害支援区分6に該当する者の場合(病院等)	○	○	○時間数※2					共同生活援助	○※2	○※2	○日数※2										
	基本6					その他(病院等)	○	○	○時間数※2																		
	基本7																										
	基本8																										
	基本9																										
	基本10																										
基本部分(再掲)	再掲基本1	基礎研修課程修了者等	○		○時間数※2	2人派遣	○		○時間数※2	支援計画シート等が未作成の場合	○			2人派遣	○※2	○時間数※2	基礎研修課程修了者等	○		○時間数※2	地公体	○		○日数			
	再掲基本2	重度訪問介護研修修了者	○		○時間数※2	早期時間	○		○時間数※2	2人派遣	○		○時間数※2	早期時間	○※2	○時間数※2	2人派遣	○		○時間数※2	定超	○		○日数			
	再掲基本3	2人派遣	○		○時間数※2	夜間時間	○		○時間数※2					夜間時間	○※2	○時間数※2	早期時間	○		○時間数※2	人欠	○		○日数			
	再掲基本4	早期時間	○		○時間数※2	深夜時間	○		○時間数※2					深夜時間	○※2	○時間数※2	夜間時間	○		○時間数※2	未計画	○		○日数			
	再掲基本5	夜間時間	○		○時間数※2	2人派遣(同行)	○		○時間数※2								深夜時間	○		○時間数※2	サービス管理責任者欠如	○		○日数			
	再掲基本6	深夜時間	○		○時間数※2	90日以上利用減算	○		○時間数※2								盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合	○		○時間数※2	身体拘束廃止未実施減算	○		○日数			
	再掲基本7	初任者研修課程修了者	○														盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合	○		○時間数※2							
	再掲基本8	同一建物減算	○														障害支援区分3に該当する者の場合	○		○時間数※2							
	再掲基本9																障害支援区分4以上に該当する者の場合	○		○時間数※2							
	再掲基本10																										

		11: 居宅介護			12: 重度訪問介護			13: 行動援護			14: 重度包括			15: 同行援護			21: 療養介護								
		設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報				
基本部分 (再掲)	再掲基本11																								
	再掲基本12																								
	再掲基本13																								
	再掲基本14																								
	再掲基本15																								
加算部分	加算1	特定事業所加算	○	○	○回数	特定事業所加算	○	○	○回数	特定事業所加算	○	○	○回数	特別地域加算	○	○	○回数	特定事業所加算	○	○	○回数	地域移行加算	○	○	○回数
	加算2	特別地域加算	○	○	○回数	特別地域加算	○	○	○回数	特別地域加算	○	○	○回数	喀痰吸引等支援体制加算	○	○	○回数	特別地域加算	○	○	○回数	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数
	加算3	緊急時対応加算	○	○	○回数	緊急時対応加算	○	○	○回数	緊急時対応加算	○	○	○回数	低所得の利用者に対し支援を行った場合	○	○	○回数	緊急時対応加算	○	○	○回数	人員配置体制加算	○	○	○回数
	加算4	喀痰吸引等支援体制加算	○	○	○回数	喀痰吸引等支援体制加算	○	○	○回数	喀痰吸引等支援体制加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	喀痰吸引等支援体制加算	○	○	○回数	障害福祉サービスの体験利用支援加算	○	○	○回数
	加算5	初回加算	○	○	○回数	移動介護加算	○	○	○時間数※2	初回加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	初回加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数
	加算6	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	初回加算	○	○	○回数	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	初回加算	○	○	○回数	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数
	加算7	福祉専門職員等連携加算	○	○	○回数	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	行動障害支援指導連携加算	○	○	○回数	医療連携体制加算(短期入所)	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数
	加算8	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	行動障害支援連携加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	医療連携体制加算(共同生活援助)	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数				
	加算9	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	送迎加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数				
	加算10	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数	地域生活移行個別支援特別加算	○	○	○回数								
	加算11					福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数					精神障害者地域移行特別加算	○	○	○回数								
	加算12													強度行動障害者地域移行特別加算	○	○	○回数								
	加算13													福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数								
	加算14																								
	加算15																								

		11:居宅介護			12:重度訪問介護			13:行動援護			14:重度包括			15:同行援護			21:療養介護						
		設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報		
加算部分	加算16																						
	加算17																						
	加算18																						
	加算19																						
	加算20																						
	加算21																						
	加算22																						
	加算23																						
	加算24																						
	加算25																						
	加算26																						
	加算27																						
	加算28																						
	加算29																						
加算30																							

※必須 ○:設定する項目 空白:不要
 ・算定構造の基本部分は「基本部分」、基本部分に関する加算、減算は「基本部分(再掲)」、加算部分は「加算部分」に集計する。
 ・ヘッダの「単位数情報」は設定項目の内容を利用したサービス単位数、「利用者数情報」は設定項目の内容を利用した利用者数、「提供量情報」は設定項目の内容を利用した日数、回数、時間数を設定する。
 ※1 算定単位数は、請求明細書(明細情報)のサービス単位数を設定する。
 ※2 サービス提供実績記録票情報を基に設定するため、サービス提供実績記録票が未提出、または返戻等により情報が存在しない場合、設定しない。
 ※3 基本報酬の単位数と併せて、低所得の利用者に対し支援を行った場合の単位数も含めて集計する。

		22:生活介護			22:経過的生活介護			24:短期入所			32:施設入所支援			32:経過的施設入所支援			33:共同生活援助								
		設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報				
基本部分	基本1	生活介護サービス費	○	○	○日数	知的障害児の場合	○	○	○日数	福祉型短期入所	○	○	○日数	施設入所支援	○	○	○日数	知的障害児の場合	○	○	○日数	共同生活援助	○	○	○日数
	基本2	基準該当生活介護サービス費	○	○	○日数	自閉症児の場合	○	○	○日数	医療型短期入所	○	○	○日数					自閉症児の場合	○	○	○日数	個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	○	○	○日数
	基本3	共生型生活介護サービス費	○	○	○日数	盲児の場合	○	○	○日数	医療型特定短期入所	○	○	○日数					盲児の場合	○	○	○日数	外部サービス利用型共同生活援助	○	○	○日数
	基本4					ろうあ児の場合	○	○	○日数	基準該当短期入所	○	○	○日数					ろうあ児の場合	○	○	○日数	受託居宅介護	○	○	○時間数 ※2
	基本5					肢体不自由児の場合	○	○	○日数	共生型短期入所	○	○	○日数					肢体不自由児の場合	○	○	○日数	日中サービス支援型共同生活援助	○	○	○日数
	基本6																					日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	○	○	○日数
	基本7																					個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)で日中を当該共同生活住居で過ごす者	○	○	○日数
	基本8																					個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)で日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	○	○	○日数
	基本9																								
	基本10																								
基本部分(再掲)	再掲基本1	地公体	○	○	○日数	地公体	○	○	○日数	定超	○	○	○日数	地公体	○	○	○日数	地公体	○	○	○日数	大規模住居等減算	○	○	○日数
	再掲基本2	定超	○	○	○日数	定超	○	○	○日数	人欠	○	○	○日数	定超	○	○	○日数	定超	○	○	○日数	人欠	○	○	○日数
	再掲基本3	人欠	○	○	○日数	未計画	○	○	○日数	大規模減算	○	○	○日数	人欠	○	○	○日数	未計画	○	○	○日数	未計画	○	○	○日数
	再掲基本4	未計画	○	○	○日数	身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数	身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数	未計画	○	○	○日数	身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数	サービス管理責任者欠如	○	○	○日数
	再掲基本5	開所時間減算	○	○	○日数									栄養士非常勤	○	○	○日数					身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数
	再掲基本6	定員81人以上の事業所の場合	○	○	○日数									栄養士未配置	○	○	○日数								
	再掲基本7	医師配置が無い場合	○	○	○日数									身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数								
	再掲基本8	サービス管理責任者欠如	○	○	○日数																				
	再掲基本9	短時間利用減算	○	○	○日数																				
	再掲基本10	身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数																				

		22:生活介護			22:経過的生活介護			24:短期入所			32:施設入所支援			32:経過の施設入所支援			33:共同生活援助								
		設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報				
基本部分 (再掲)	再掲基本11																								
	再掲基本12																								
	再掲基本13																								
	再掲基本14																								
	再掲基本15																								
加算部分	加算1	人員配置体制加算	○	○	○回数	児童発達支援管理責任者専任加算	○	○	○回数	短期利用加算	○	○	○回数	夜勤職員配置体制加算	○	○	○回数	児童発達支援管理責任者専任加算	○	○	○回数	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数
	加算2	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数	職業指導員加算	○	○	○回数	重度障害者支援加算	○	○	○回数	重度障害者支援加算	○	○	○回数	職業指導員加算	○	○	○回数	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	○	○	○回数
	加算3	常勤看護職員等配置加算	○	○	○回数	重度障害児支援加算	○	○	○回数	単独型加算	○	○	○回数	夜間看護体制加算	○	○	○回数	重度障害児支援加算	○	○	○回数	夜間支援等体制加算	○	○	○回数
	加算4	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	○	○	○回数	重度重複障害児加算	○	○	○回数	医療連携体制加算	○	○	○回数	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	○	○	○回数	重度重複障害児加算	○	○	○回数	重度障害者支援加算	○	○	○回数
	加算5	初期加算	○	○	○回数	強度行動障害児特別支援加算	○	○	○回数	栄養士配置加算	○	○	○回数	入所時特別支援加算	○	○	○回数	強度行動障害児特別支援加算	○	○	○回数	日中支援加算	○	○	○回数
	加算6	訪問支援特別加算	○	○	○回数	心理担当職員配置加算	○	○	○回数	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	入院・外泊時加算	○	○	○回数	心理担当職員配置加算	○	○	○回数	自立生活支援加算	○	○	○回数
	加算7	欠席時対応加算	○	○	○回数	看護職員配置加算	○	○	○回数	食事提供体制加算	○	○	○回数	入院時支援特別加算	○	○	○回数	看護職員配置加算	○	○	○回数	入院時支援特別加算	○	○	○回数
	加算8	リハビリテーション加算	○	○	○回数	入院・外泊時加算	○	○	○回数	特別重度支援加算	○	○	○回数	地域移行加算	○	○	○回数	入院・外泊時加算	○	○	○回数	帰宅時支援加算	○	○	○回数
	加算9	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	自活訓練加算	○	○	○回数	緊急短期入所体制確保加算	○	○	○回数	地域生活移行個別支援特別加算	○	○	○回数	自活訓練加算	○	○	○回数	長期入院時特別加算	○	○	○回数
	加算10	食事提供体制加算	○	○	○回数	入院時特別支援加算	○	○	○回数	緊急短期入所受入加算	○	○	○回数	栄養マネジメント加算	○	○	○回数	入院時特別支援加算	○	○	○回数	長期帰宅時支援加算	○	○	○回数
	加算11	延長支援加算	○	○	○回数	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数	送迎加算	○	○	○回数	経口移行加算	○	○	○回数	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数	医療連携体制加算	○	○	○回数
	加算12	送迎加算	○	○	○回数	地域移行加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	経口維持加算	○	○	○回数	地域移行加算	○	○	○回数	地域生活移行個別支援特別加算	○	○	○回数
	加算13	障害福祉サービスの体験利用支援加算	○	○	○回数	栄養士配置加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	療養食加算	○	○	○回数	栄養士配置加算	○	○	○回数	通勤者生活支援加算	○	○	○回数
	加算14	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	栄養マネジメント加算	○	○	○回数	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	栄養マネジメント加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数
	加算15	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	小規模グループケア加算	○	○	○回数	常勤看護職員等配置加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	小規模グループケア加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数

		22:生活介護			22:経過的生活介護			24:短期入所			32:施設入所支援			32:経過的施設入所支援			33:共同生活援助											
		設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報							
加算部分	加算16	サービス管理責任者配置等加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	医療的ケア対応支援加算	○	○	○回数	体験宿泊支援加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	看護職員配置加算	○	○	○回数			
	加算17	重度障害者支援加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	重度障害児・障害者対応支援加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	夜勤職員加配加算	○	○	○回数			
	加算18	就労移行支援体制加算	○	○	○回数	児童指導員等加配加算	○	○	○回数	定員超過特別加算	○	○	○回数					児童指導員等加配加算	○	○	○回数	精神障害者地域移行特別加算	○	○	○回数			
	加算19	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数					福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数	強度行動障害者地域移行特別加算	○	○	○回数			
	加算20																								福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数
	加算21																											
	加算22																											
	加算23																											
	加算24																											
	加算25																											
	加算26																											
	加算27																											
	加算28																											
	加算29																											
加算30																												

		34: 宿泊型自立訓練			35: 自立生活援助			41: 自立訓練 (機能訓練)			42: 自立訓練 (生活訓練)			43: 就労移行支援			44: 就労移行支援 (養成施設)								
		設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報				
基本部分	基本1	宿泊型自立訓練	○	○	○日数	自立生活援助	○	○	○日数※2	通所	○	○	○日数	通所	○	○	○日数	就労移行支援	○	○	○日数	就労移行支援	○	○	○日数
	基本2									訪問	○	○	○日数	訪問	○	○	○日数								
	基本3									基準該当	○	○	○日数	基準該当	○	○	○日数								
	基本4									共生型	○	○	○日数	共生型	○	○	○日数								
	基本5																								
	基本6																								
	基本7																								
	基本8																								
	基本9																								
	基本10																								
基本部分 (再掲)	再掲基本1	定超		○	○日数	サービス管理責任者欠如		○	○日数	地公体		○	○日数	地公体		○	○日数	地公体		○	○日数	地公体		○	○日数
	再掲基本2	人欠		○	○日数	未計画		○	○日数	定超		○	○日数	定超		○	○日数	定超		○	○日数	定超		○	○日数
	再掲基本3	未計画		○	○日数	標準利用期間超過減算		○	○日数	人欠		○	○日数	人欠		○	○日数	人欠		○	○日数	人欠		○	○日数
	再掲基本4	サービス管理責任者欠如		○	○日数					未計画		○	○日数	未計画		○	○日数	未計画		○	○日数	未計画		○	○日数
	再掲基本5	身体拘束廃止未実施減算		○	○日数					標準利用期間超過減算		○	○日数	標準利用期間超過減算		○	○日数	標準利用期間超過減算		○	○日数	標準利用期間超過減算		○	○日数
	再掲基本6									サービス管理責任者欠如		○	○日数	サービス管理責任者欠如		○	○日数	就労移行又は定着実績がない場合		○	○日数	就労移行又は定着実績がない場合		○	○日数
	再掲基本7									身体拘束廃止未実施減算		○	○日数	身体拘束廃止未実施減算		○	○日数	サービス管理責任者欠如		○	○日数	サービス管理責任者欠如		○	○日数
	再掲基本8																	身体拘束廃止未実施減算		○	○日数	身体拘束廃止未実施減算		○	○日数
	再掲基本9																								
	再掲基本10																								

		34: 宿泊型自立訓練			35: 自立生活援助			41: 自立訓練 (機能訓練)			42: 自立訓練 (生活訓練)			43: 就労移行支援			44: 就労移行支援 (養成施設)							
		設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報			
加算部分	加算16	看護職員配置加算	○	○	○回数				福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数	特別地域加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等処遇改善特別加算	○	○	○回数	通勤訓練加算	○	○	○回数
	加算17	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数								個別計画訓練支援加算	○	○	○回数	通勤訓練加算	○	○	○回数	在宅時生活支援サービス加算	○	○	○回数
	加算18	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数								社会生活支援特別加算	○	○	○回数	在宅時生活支援サービス加算	○	○	○回数	社会生活支援特別加算	○	○	○回数
	加算19	精神障害者地域移行特別加算	○	○	○回数								就労移行支援体制加算	○	○	○回数	社会生活支援特別加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数
	加算20	強度行動障害者地域移行特別加算	○	○	○回数								福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数				
	加算21	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数																			
	加算22																							
	加算23																							
	加算24																							
	加算25																							
	加算26																							
	加算27																							
	加算28																							
	加算29																							
加算30																								

		45:就労継続支援A型				46:就労継続支援B型				47:就労定着支援				52:計画相談支援				53:地域移行支援				54:地域定着支援				
		設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	
基本部分	基本1	就労継続支援A型	○	○	○日数	就労継続支援B型	○	○	○日数	就労定着支援	○	○	○日数※2	サービス利用支援	○	○	○日数	地域移行支援	○	○	○日数※2	体制確保費	○	○	○回数	
	基本2					基準該当就労継続支援B型	○	○	○日数				継続サービス利用支援	○	○	○日数					緊急時支援費	○	○	○日数※2		
	基本3												経過的服务利用支援	○	○	○日数										
	基本4												経過的服务継続サービス利用支援	○	○	○日数										
	基本5																									
	基本6																									
	基本7																									
	基本8																									
	基本9																									
	基本10																									
基本部分(再掲)	再掲基本1	地公体	○	○	○日数	地公体	○	○	○日数	人欠	○	○	○日数	居宅介護支援費重複減算Ⅰ	○	○	○日数									
	再掲基本2	定超	○	○	○日数	定超	○	○	○日数	サービス管理責任者欠如	○	○	○日数	居宅介護支援費重複減算Ⅱ	○	○	○日数									
	再掲基本3	人欠	○	○	○日数	人欠	○	○	○日数	未計画	○	○	○日数	介護予防支援費重複減算	○	○	○日数									
	再掲基本4	未計画	○	○	○日数	未計画	○	○	○日数																	
	再掲基本5	短時間利用者が一定以上の割合の場合	○	○	○日数	サービス管理責任者欠如	○	○	○日数																	
	再掲基本6	1日の平均利用時間が一定時間以下の場合	○	○	○日数	身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数																	
	再掲基本7	サービス管理責任者欠如	○	○	○日数																					
	再掲基本8	身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数																					
	再掲基本9																									
	再掲基本10																									

		45:就労継続支援A型				46:就労継続支援B型				47:就労定着支援				52:計画相談支援				53:地域移行支援				54:地域定着支援			
		設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報
基本部分 (再掲)	再掲基本11																								
	再掲基本12																								
	再掲基本13																								
	再掲基本14																								
	再掲基本15																								
加算部分	加算1	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数	特別地域加算	○	○	○回数	特別地域加算	○	○	○回数	特別地域加算	○	○	○回数	特別地域加算	○	○	○回数
	加算2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	○	○	○回数	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	○	○	○回数	企業連携等調整特別加算	○	○	○回数	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	初回加算	○	○	○回数				
	加算3	重度者支援体制加算	○	○	○回数	重度者支援体制加算	○	○	○回数	初期加算	○	○	○回数	特定事業所加算	○	○	○回数	集中支援加算	○	○	○回数				
	加算4	初期加算	○	○	○回数	初期加算	○	○	○回数	就労定着実績体制加算	○	○	○回数	初回加算	○	○	○回数	退院・退所月加算	○	○	○回数				
	加算5	訪問支援特別加算	○	○	○回数	訪問支援特別加算	○	○	○回数	職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	○	○	○回数	入院時情報連携加算	○	○	○回数	障害福祉サービスの体験利用加算	○	○	○回数				
	加算6	欠席時対応加算	○	○	○回数	欠席時対応加算	○	○	○回数	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	退院・退所加算	○	○	○回数	体験宿泊加算	○	○	○回数				
	加算7	就労移行支援体制加算	○	○	○回数	就労移行支援体制加算	○	○	○回数					居宅介護支援事業所等連携加算	○	○	○回数								
	加算8	施設外就労加算	○	○	○回数	目標工賃達成加算	○	○	○回数					医療・保育・教育機関等連携加算	○	○	○回数								
	加算9	医療連携体制加算	○	○	○回数	目標工賃達成指導員配置加算	○	○	○回数					サービス担当者会議実施加算	○	○	○回数								
	加算10	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	施設外就労加算	○	○	○回数					サービス提供時モニタリング加算	○	○	○回数								
	加算11	食事提供体制加算	○	○	○回数	医療連携体制加算	○	○	○回数					行動障害支援体制加算	○	○	○回数								
	加算12	送迎加算	○	○	○回数	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数					要医療児者支援体制加算	○	○	○回数								
	加算13	障害福祉サービスの体験利用支援加算	○	○	○回数	食事提供体制加算	○	○	○回数					精神障害者支援体制加算	○	○	○回数								
	加算14	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	送迎加算	○	○	○回数					地域生活支援拠点等相談強化加算	○	○	○回数								
	加算15	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	障害福祉サービスの体験利用支援加算	○	○	○回数					地域体制強化共同支援加算	○	○	○回数								

		45: 就労継続支援A型				46: 就労継続支援B型			47: 就労定着支援			52: 計画相談支援			53: 地域移行支援			54: 地域定着支援			
		設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報	設定項目	単位数情報	利用者数情報	提供量情報
加算部分	加算16	賃金向上達成指導員配置加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数												
	加算17	在宅時生活支援サービス加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数												
	加算18	社会生活支援特別加算	○	○	○回数	在宅時生活支援サービス加算	○	○	○回数												
	加算19	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数	社会生活支援特別加算	○	○	○回数												
	加算20					福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数												
	加算21																				
	加算22																				
	加算23																				
	加算24																				
	加算25																				
	加算26																				
	加算27																				
	加算28																				
	加算29																				
加算30																					

		55:障害児相談支援				61:児童発達支援				62:医療型児童発達支援			63:放課後等デイサービス			64:保育所等訪問支援				65:居宅訪問型児童発達支援					
		設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量
基本部分	基本1	障害児支援利用援助	○	○	○日数	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	○	○	○日数	肢体不自由児の場合	○	○	○日数	障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	○	○	○日数	保育所等訪問支援	○	○	○日数	居宅訪問型児童発達支援	○	○	○日数
	基本2	継続障害児支援利用援助	○	○	○日数	難聴児の場合	○	○	○日数	重症心身障害児の場合	○	○	○日数	障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	○	○	○日数								
	基本3					重症心身障害児の場合	○	○	○日数				重症心身障害児に授業終了後に行う場合	○	○	○日数									
	基本4					共生型児童発達支援	○	○	○日数				重症心身障害児に休業日に行う場合	○	○	○日数									
	基本5					基準該当児童発達支援	○	○	○日数				共生型放課後等デイサービス	○	○	○日数									
	基本6												基準該当放課後等デイサービス	○	○	○日数									
	基本7																								
	基本8																								
	基本9																								
	基本10																								
基本部分(再掲)	再掲基本1					地公休	○	○	○日数	地公休	○	○	○日数	有資格者を配置した場合	○	○	○日数	専門職員が支援を行う場合	○	○	○日数	専門職員が支援を行う場合	○	○	○日数
	再掲基本2					有資格者を配置した場合	○	○	○日数	定超	○	○	○日数	定超	○	○	○日数	未計画	○	○	○日数	児童発達支援管理責任者欠如	○	○	○日数
	再掲基本3					定超	○	○	○日数	未計画	○	○	○日数	人欠	○	○	○日数	一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	○	○	○日数	未計画	○	○	○日数
	再掲基本4					人欠	○	○	○日数	開所時間減算	○	○	○日数	未計画	○	○	○日数	児童発達支援管理責任者欠如	○	○	○日数	身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数
	再掲基本5					未計画	○	○	○日数	身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数	開所時間減算	○	○	○日数	身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数				
	再掲基本6					開所時間減算	○	○	○日数				児童発達支援管理責任者欠如	○	○	○日数									
	再掲基本7					指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合	○	○	○日数				自己評価結果等未公表減算	○	○	○日数									
	再掲基本8					児童発達支援管理責任者欠如	○	○	○日数				身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数									
	再掲基本9					自己評価結果等未公表減算	○	○	○日数																
	再掲基本10					身体拘束廃止未実施減算	○	○	○日数																

		55:障害児相談支援			61:児童発達支援			62:医療型児童発達支援			63:放課後等デイサービス			64:保育所等訪問支援			65:居宅訪問型児童発達支援								
		設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量				
基本部分 (再掲)	再掲基本11																								
	再掲基本12																								
	再掲基本13																								
	再掲基本14																								
	再掲基本15																								
加算部分	加算1	特別地域加算	○	○	○回数	児童発達支援管理責任者専任加算	○	○	○回数	児童発達支援管理責任者専任加算	○	○	○回数	児童発達支援管理責任者専任加算	○	○	○回数	児童発達支援管理責任者専任加算	○	○	○回数	特別地域加算	○	○	○回数
	加算2	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	人工内耳装着児支援加算	○	○	○回数	家庭連携加算	○	○	○回数	児童指導員等加配加算	○	○	○回数	特別地域加算	○	○	○回数	通所施設移行支援加算	○	○	○回数
	加算3	初回加算	○	○	○回数	児童指導員等加配加算	○	○	○回数	事業所内相談支援加算	○	○	○回数	家庭連携加算	○	○	○回数	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数
	加算4	特定事業所加算	○	○	○回数	家庭連携加算	○	○	○回数	訪問支援特別加算	○	○	○回数	事業所内相談支援加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数
	加算5	入院時情報連携加算	○	○	○回数	事業所内相談支援加算	○	○	○回数	食事提供加算	○	○	○回数	訪問支援特別加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数
	加算6	退院・退所加算	○	○	○回数	訪問支援特別加算	○	○	○回数	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	初回加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数
	加算7	医療・保育・教育機関等連携加算	○	○	○回数	食事提供加算	○	○	○回数	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数	家庭連携加算	○	○	○回数				
	加算8	サービス担当者会議実施加算	○	○	○回数	利用者負担上限額管理加算	○	○	○回数	欠席時対応加算	○	○	○回数	欠席時対応加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数				
	加算9	サービス提供時モニタリング加算	○	○	○回数	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数	特別支援加算	○	○	○回数	特別支援加算	○	○	○回数								
	加算10	行動障害支援体制加算	○	○	○回数	栄養士配置加算	○	○	○回数	送迎加算	○	○	○回数	医療連携体制加算	○	○	○回数								
	加算11	要医療児者支援体制加算	○	○	○回数	欠席時対応加算	○	○	○回数	保育職員加配加算	○	○	○回数	送迎加算	○	○	○回数								
	加算12	精神障害者支援体制加算	○	○	○回数	特別支援加算	○	○	○回数	延長支援加算	○	○	○回数	延長支援加算	○	○	○回数								
	加算13	地域生活支援拠点等相談強化加算	○	○	○回数	医療連携体制加算	○	○	○回数	関係機関連携加算	○	○	○回数	関係機関連携加算	○	○	○回数								
	加算14	地域体制強化共同支援加算	○	○	○回数	送迎加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数								
	加算15					延長支援加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数								

		55:障害児相談支援				61:児童発達支援				62:医療型児童発達支援				63:放課後等デイサービス				64:保育所等訪問支援				65:居宅訪問型児童発達支援			
		設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量
加算部分	加算16					関係機関連携加算	○	○	○回数	保育・教育等移行支援加算	○	○	○回数	看護職員加配加算	○	○	○回数								
	加算17					福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数	共生型サービス体制強化加算	○	○	○回数								
	加算18					福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数					強度行動障害児支援加算	○	○	○回数								
	加算19					看護職員加配加算	○	○	○回数					保育・教育等移行支援加算	○	○	○回数								
	加算20					共生型サービス体制強化加算	○	○	○回数					福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数								
	加算21					強度行動障害児支援加算	○	○	○回数																
	加算22					保育・教育等移行支援加算	○	○	○回数																
	加算23					福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数																
	加算24																								
	加算25																								
	加算26																								
	加算27																								
	加算28																								
	加算29																								
加算30																									

※必須 ○:設定する項目 空白:不要
 ・算定構造の基本部分は「基本部分」、基本部分に関する加算、減算は「基本部分(再掲)」、加算部分は「加算部分」に集計する。
 ・ヘッダの「単位数情報」は設定項目の内容を利用したサービス単位数、「利用者数情報」は設定項目の内容を利用した利用者数、「提供量情報」は設定項目の内容を利用した日数、回数、時間数を設定する。

		71:障害児入所支援				72:医療型障害児入所支援			
		設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量
基本部分	基本1	知的障害児の場合	○	○	○日数	自閉症児の場合	○	○	○日数
	基本2	自閉症児の場合	○	○	○日数	肢体不自由児の場合	○	○	○日数
	基本3	盲児の場合	○	○	○日数	重症心身障害児の場合	○	○	○日数
	基本4	ろうあ児の場合	○	○	○日数	有期有目的の自閉症児の場合	○	○	○日数
	基本5	肢体不自由児の場合	○	○	○日数	有期有目的の肢体不自由児の場合	○	○	○日数
	基本6					有期有目的の重症心身障害児の場合	○	○	○日数
	基本7								
	基本8								
	基本9								
	基本10								
基本部分(再掲)	再掲基本1	地公体		○	○日数	地公体		○	○日数
	再掲基本2	定超		○	○日数	定超		○	○日数
	再掲基本3	未計画		○	○日数	未計画		○	○日数
	再掲基本4	身体拘束廃止未実施減算		○	○日数	身体拘束廃止未実施減算		○	○日数
	再掲基本5								
	再掲基本6								
	再掲基本7								
	再掲基本8								
	再掲基本9								
	再掲基本10								

		71:障害児入所支援				72:医療型障害児入所支援			
		設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量
基本部分 (再掲)	再掲基本 11								
	再掲基本 12								
	再掲基本 13								
	再掲基本 14								
	再掲基本 15								
加算部分	加算1	児童発達支援管理責任者専任加算	○	○	○回数	児童発達支援管理責任者専任加算	○	○	○回数
	加算2	職業指導員加算	○	○	○回数	重度障害児支援加算	○	○	○回数
	加算3	重度障害児支援加算	○	○	○回数	重度重複障害児加算	○	○	○回数
	加算4	重度重複障害児加算	○	○	○回数	乳幼児加算	○	○	○回数
	加算5	強度行動障害児特別支援加算	○	○	○回数	心理担当職員配置加算	○	○	○回数
	加算6	幼児加算	○	○	○回数	自活訓練加算	○	○	○回数
	加算7	心理担当職員配置加算	○	○	○回数	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数
	加算8	看護職員配置加算	○	○	○回数	地域移行加算	○	○	○回数
	加算9	入院・外泊時加算	○	○	○回数	小規模グループケア加算	○	○	○回数
	加算10	自活訓練加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数
	加算11	入院時特別支援加算	○	○	○回数	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数
	加算12	福祉専門職員配置等加算	○	○	○回数	保育職員加配加算	○	○	○回数
	加算13	地域移行加算	○	○	○回数	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数
	加算14	栄養士配置加算	○	○	○回数				
	加算15	栄養マネジメント加算	○	○	○回数				

		71:障害児入所支援				72:医療型障害児入所支援			
		設定項目	単位数	利用者数	提供量	設定項目	単位数	利用者数	提供量
加算部分	加算16	小規模グループケア加算	○	○	○回数				
	加算17	福祉・介護職員処遇改善加算	○	○	○回数				
	加算18	福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○回数				
	加算19	児童指導員等加配加算	○	○	○回数				
	加算20	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	○	○	○回数				
	加算21								
	加算22								
	加算23								
	加算24								
	加算25								
	加算26								
	加算27								
	加算28								
	加算29								
加算30									